

佐井村地域福祉計画

(第1期)

【令和7年度～令和11年度】

青森県 佐井村

令和7年3月

(表紙裏 白紙)

はじめに

日頃より村政運営にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本村では、このたび令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とする第1期佐井村地域福祉計画を策定いたしました。

近年、わが国では人口減少や高齢化、価値観や生活様式の多様化に伴い、地域のつながりが希薄化していることが課題となっています。本村においても、過疎化や人口減少による地域の支え合い機能の低下が危惧されております。

また、ひきこもり、虐待、経済的困窮など、地域福祉を取り巻く課題が複雑化・多様化し、一つの世帯で複数の「困りごと」を抱える状況もみられます。

このような状況の中にあっても、誰もが地域社会の一員として尊重され、支え合いながら、安心して暮らしていくために、村、社会福祉協議会、企業等、福祉に関わる様々な組織・団体が力を合わせ、世代や分野をこえて横断的につながる「地域共生社会」の実現が求められています。

そこで第1期佐井村地域福祉計画では基本理念を「結ぶ絆・つなぐ心 みんなで助け合う安全安心の地域づくり」とし、改正社会福祉法に盛り込まれた包括的な相談支援体制の整備や地域共生社会の実現と地域福祉のさらなる推進に向けて、村民の皆様をはじめ、関係機関、サービス提供事業者等、本村の福祉を支える皆様と一体となって取り組んでまいります。

さらに、本計画では地域福祉の推進に加え、成年後見制度の利用促進と再犯防止推進の取組を一体的に推進し、多様化・複合化する地域課題にも対応してまいります。

村民の皆様におかれましては、本計画を推進するにあたり、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご協力いただいた地域福祉計画策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた村民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和7年3月

佐井村長 太田直樹



(白 紙)

●●目 次 ●●

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉について	5
3 計画の位置付け・計画期間	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題	13
1 佐井村の概況	13
2 地域福祉を取り巻く状況	19
3 地域での支え合い・福祉活動に対する住民意識	30
4 地域福祉にかかる課題整理	44
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本目標	46
3 施策体系	48
第4章 施策の展開	49
基本目標1 一人ひとりの“気づき”を促します	49
施策1-1 ふれあいと支え合いの輪を広げる	49
施策1-2 地域を担う人材を育てる	50
基本目標2 身近な“支え合い”を築きます	55
施策2-1 活動のきっかけ、担い手の育成	55
施策2-2 健康づくり・社会参加の促進	58
基本目標3 困りごとを支援に“つなぐ”体制をつくります	63
施策3-1 情報提供・相談支援の充実	58
施策3-2 包括的な支援体制の構築	63
施策3-3 暮らしを支える生活支援・自立支援の確保	68
基本目標4 地域で“安全安心”に暮らす土台を整備します	70
施策4-1 共生のまちづくりに向けた整備	70
施策4-2 人権・権利擁護の充実	72
施策4-3 防災・防犯対策の推進	74
第5章 計画の推進	77
1 計画の推進体制	77

資	料	編	84
1	佐井村地域福祉計画策定委員会設置要綱		84
2	佐井村地域福祉計画策定委員会委員名簿		85

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の目的

少子高齢化の進展により、わが国では人口減少が一層深刻化し、地域社会の在り方に大きな変化が生じています。世帯の小規模化や個人の価値観の多様化に伴い、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、地域全体の課題解決力（地域力）の低下が懸念されています。これにより、地域社会を取り巻く環境は複雑さを増し、新たな対応が求められています。

具体的には、避難行動要支援者への対応や^{*}8050 問題に象徴されるひきこもり問題、高齢者の孤立、子育て家庭の孤立、さらには災害対応や貧困の拡大といった新たな社会問題が顕在化しています。これらの課題は、従来の分野別の福祉制度では対応しきれない「制度の狭間」の問題を含み、分野横断的かつ包括的なアプローチが必要とされています。

また、公的な福祉サービスだけでは増加する生活課題に十分対応することが難しくなっており、地域全体で支え合う仕組みの再構築が急務です。地域住民と行政、関係する事業者といった多様な主体が連携・協働し、地域全体で包括的な支援体制を構築することが求められています。

改正社会福祉法が掲げる「我が事・丸ごと」の理念を実現するためには、縦割りの枠組みを超えた地域共生社会への転換が必要です。地域住民が主体となり、地域独自の課題に即した柔軟な施策を展開することで、課題解決型の取り組みを推進し、福祉サービス利用者の権利を守りつつ、支援体制を強化していくことが求められます。

本計画では、こうした背景を踏まえ、地域全体が連携して支え合う仕組みを整備するとともに、地域の実情に応じた包括的な福祉の推進を目指していきます。

^{*}8050 問題

ひきこもりの子を持つ家庭が高齢化し、50代の中老年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒をみるケースが増えている、という社会問題のこと。

(2) 関連する法・制度等の動き

① 地域共生社会の実現・重層的支援体制の構築

地域共生社会の実現を図るため、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年（2020年）6月に成立しました。令和3年（2021年）4月には社会福祉法が改正され、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本村においては、既存の相談支援や民生委員・児童委員による地域活動等の制度の隙間を埋める取り組みを生かしつつ、地域の複雑化した支援ニーズに対応する包括的、重層的な支援体制の構築に取り組みます。

図表 重層的支援体制



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

② 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない状況にあります。

また、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化、増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があります。

こうした状況を鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布、施行され、利用促進基本計画の策定や審議会等の設置に努めることが規定されたほか、令和 4 年（2022 年）3 月には、国が定める成年後見制度利用促進基本計画の第二期が閣議決定されました。

本計画では、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を施策に位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みが求められています。

③ 再犯の防止等の推進

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年（2016 年）12 月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

本計画は、国の再犯防止推進計画及び青森県再犯防止推進計画に基づき、過去に犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、社会の一員として地域に定着でき、住民が犯罪被害を受けることなく安全安心に暮らせる社会の実現を目指すための取り組みなどについて盛り込みます。

④ 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指し、17 のゴールと 169 のターゲットを設定しています。

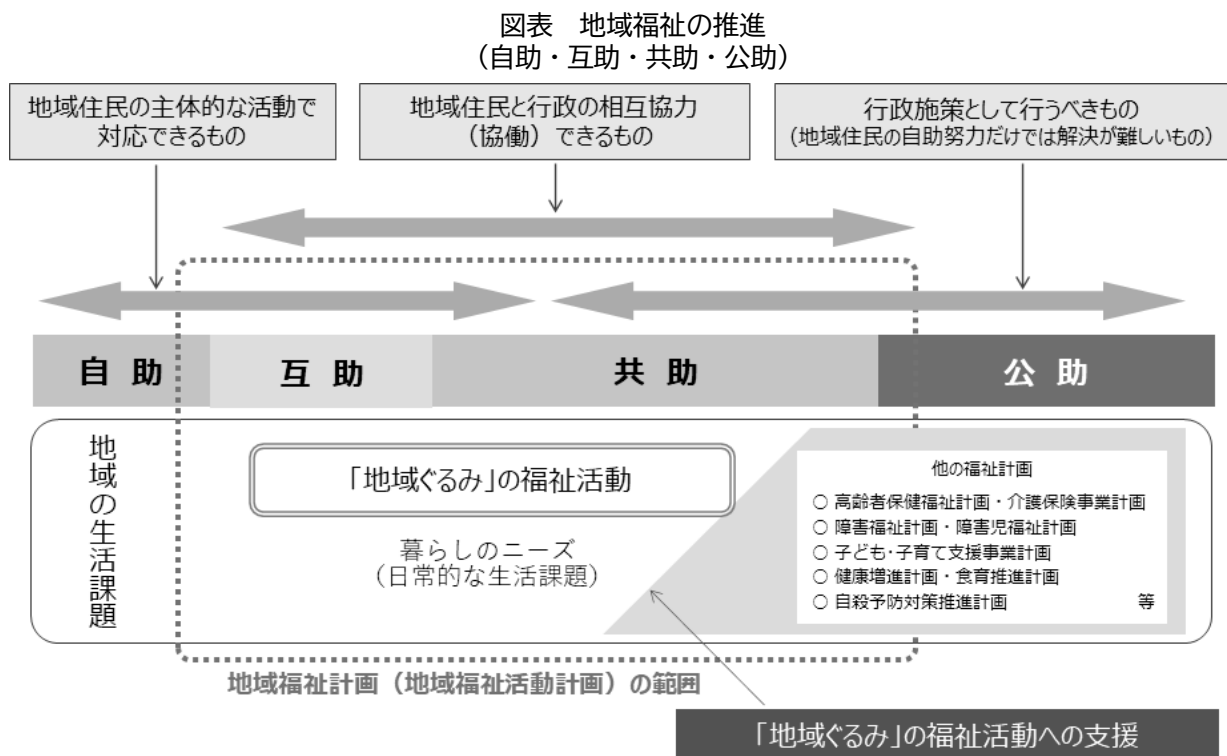
本計画における各施策の推進にあたっては、多様な主体が連携して（参加型）地域福祉活動に取り組むことで、住民一人ひとりがその役割を果たし、誰も排除されない、安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、SDGs の理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



2 地域福祉について

(1) 自助・互助・共助・公助による地域福祉の推進

本計画では、基本理念に掲げる地域福祉を推進するため、各分野で縦割りの取り組みではなく、「地域」という場所に主眼を置き、下図に示すように、自分らしく暮らす、自身の努力で課題を解決するといった自助と、個人だけでは解決することが困難なことについて、支え合い、助け合うという互助・共助（地域住民の主体的な活動や相互協力）、そして村や関係機関をはじめとする公的なサービス提供や環境づくりという公助が相互に働きかけ合う取り組みとして進めます。



(2) 福祉圏域の考え方

福祉圏域は、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくための地域の範囲です。地域福祉を推進するうえで、一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。

そのため、地域福祉を住民主体で進めていくためには、日常生活を送るうえで、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携、高齢者、障がいのある人等、外出支援が必要な方への支援、広域的な議論が必要な圏域まで、様々な課題によって、適切な圏域設定が必要になります。

本計画では、以下のような4層構造の福祉圏域を継承します。

図表 「福祉圏域」のイメージ

○ 村全域【第1層】(公助の展開)

- ・地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、村全体の取り組みを推進するなど、広域的な調整を踏まえた圏域。

○ 地区と地域の福祉関係者を基盤とする圏域【第2層】(共助の展開)

- ・地区での結びつきを生かした支え合い活動を進めていく圏域。

○ 隣近所～行政区の圏域【第3層・第4層】(互助の展開)

- ・地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域で、普段からのあいさつや声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う圏域。

○ 家族・個人(自助の展開)

- ・個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分です)、災害時に向けた日頃の備えなど。

3 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項(第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

参考までに、社会福祉法第107条に基づく、5つの事項の具体的な内容を例示します。

具体的な取り組み(例)

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など)との連携に関する事項
 - イ 高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - コ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者、又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
 - シ 地域における住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用
 - ス 地域における住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金などの取り組みの推進
 - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
 - タ 全庁的な体制整備
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
 - イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
 - ウ サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり
 - イ 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
 - ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ア 地域住民、福祉活動団体、NPO等の社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
 - イ 地域福祉を推進する人材の育成・確保
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項
- ア 住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備
 - イ アの活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見
 - ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

さらに、「避難行動要支援者の支援」、「生活困窮者自立支援」についても盛り込む事項として追加されています。

この具体的な事項としては、次のような内容があたります。

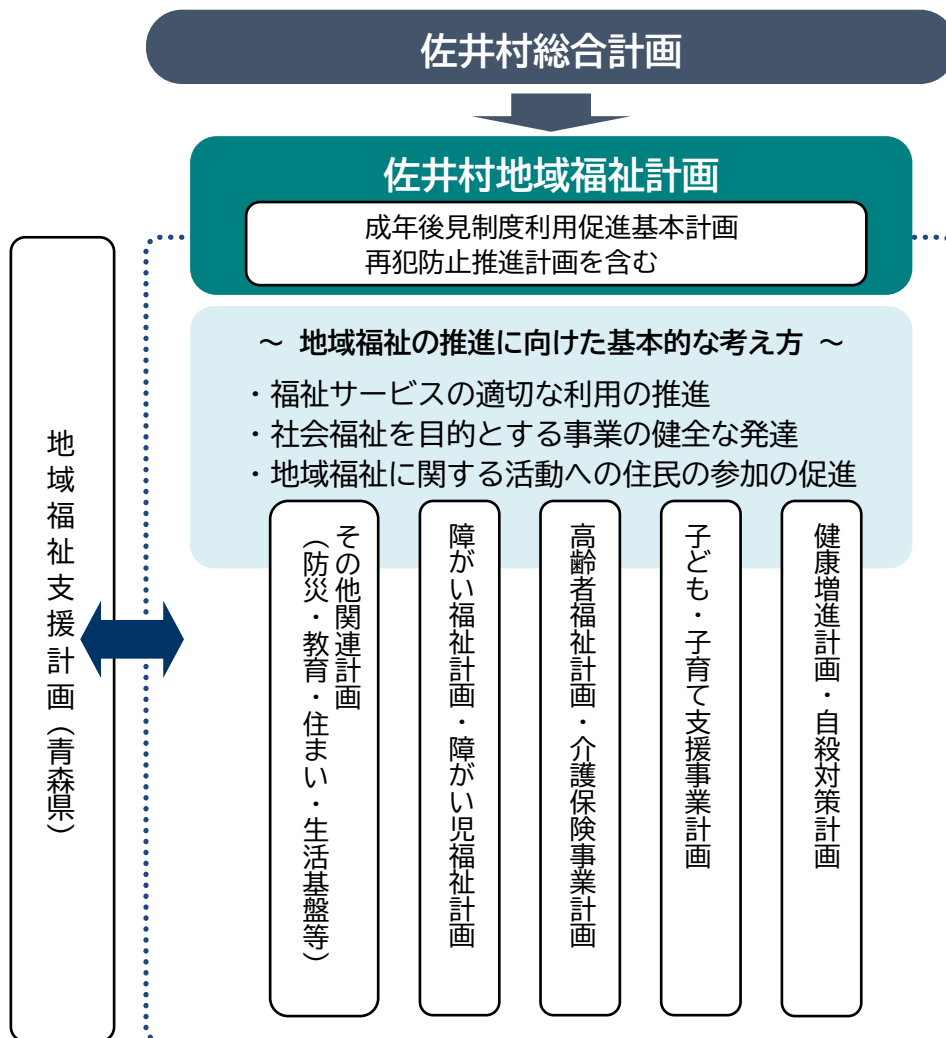
具体的な取り組み（例）

- 1 避難行動要支援者の支援に関する事項
 - 避難行動要支援者の把握方法、情報の共有・更新、支援等
- 2 生活困窮者自立支援に関する事項
 - 生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」役として、生活困窮者を受け止める機能等

(2) 分野別計画との関係

本計画は、「佐井村総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための基本的な考え方を定め、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための基本的な考え方を明らかにするとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担っています。

図表 本計画と他の計画の関連図



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図表 主な計画と計画期間

年度 計画名	令和 2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)	10 年度 (2028)	11 年度 (2029)	12 年度 (2030)	13 年度 (2031)
総合計画	佐井村第5次長期総合計画 (令和3年度～令和12年度)											
地域福祉計画						本計画（第1期：5年間） (令和7年度～11年度)						
子ども・子育て 支援事業計画						第3期子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～11年度)						
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画				高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6年度～8年度)								
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画				第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (令和6年度～8年度)								

(4) 策定体制

本計画の策定にあたっては、住民へのアンケート調査を実施し、計画への意見の反映に努めました。

① アンケート調査

アンケート調査は、本計画の策定にあたり、互いに支え合う地域福祉の実現に向けて、住民の意見、要望等を収集、計画に反映させることを目的として実施し、報告書にまとめ、計画に反映するよう努めました。

《 調 査 概 要 》

- 調 査 対 象：村内にお住まいの18歳以上の方
- 抽 出 方 法：調査対象より300名を無作為抽出
- 調 査 内 容：村での生活に関すること
 1. あなたご自身のことについて
 2. 福祉への関心・関わりについて
 3. 地域での暮らしや地域での関わりについて
 4. 地域活動について
 5. 安全な暮らしについて
 6. これからの福祉環境について
- 調 査 期 間：令和6年（2024年）8月
- 調 査 方 法：郵送配付・回収または調査員回収
- 配 付 ・ 回 収：

配付数	回収数	未回収票数	回収率
300票	280票	20票	93.3%

② 策定委員会による協議

地域特性に応じた計画とするために、各分野の関係者により構成する「佐井村地域福祉計画策定委員会」（以下、「策定委員会」とする）による協議を行いました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

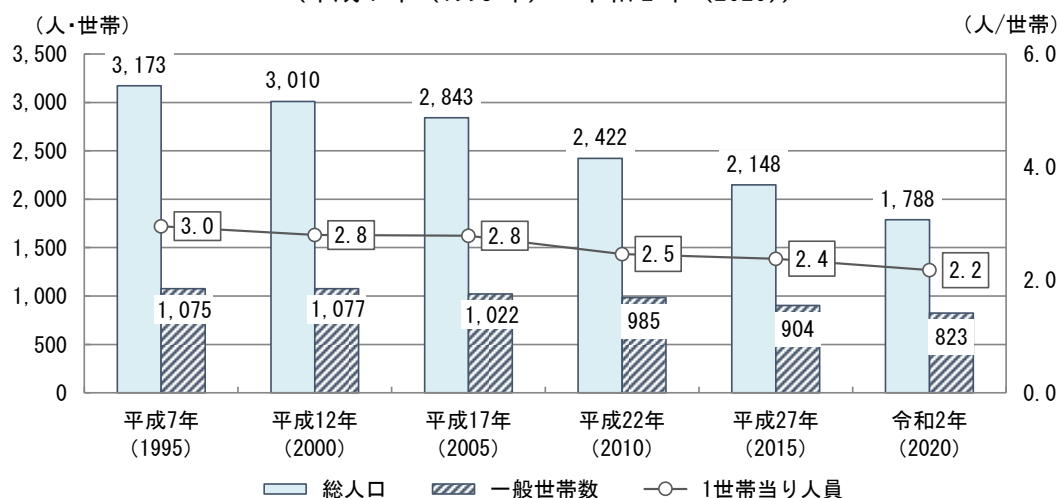
1 佐井村の概況

(1) 人口・世帯

国勢調査による近年（平成7年（1995年）～令和2年（2020年））の本村の総人口、一般世帯数、世帯人員の推移をみると、令和2年（2020年）における総人口は、1,788人となっており、平成7年（1995年）の総人口と比較すると、1,385人（43.7%）減少しており、今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。

一般世帯数・一世帯当たり人員も減少傾向にあり、令和2年（2020年）の一般世帯数は823世帯、一世帯当たり人員は2.2人となっています。

図表 総人口・一般世帯数・世帯人員の推移
（平成7年（1995年）～令和2年（2020年））



年次	人口 (人)				世帯	
	※総人口	15歳未満	15～64歳	65歳以上	一般世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人/世帯)
平成7年 (1995)	3,173	494	1,895	784	1,075	3.0
平成12年 (2000)	3,010	367	1,793	850	1,077	2.8
平成17年 (2005)	2,843	335	1,635	873	1,022	2.8
平成22年 (2010)	2,422	254	1,275	893	985	2.5
平成27年 (2015)	2,148	191	1,084	872	904	2.4
令和2年 (2020)	1,788	124	802	858	823	2.2

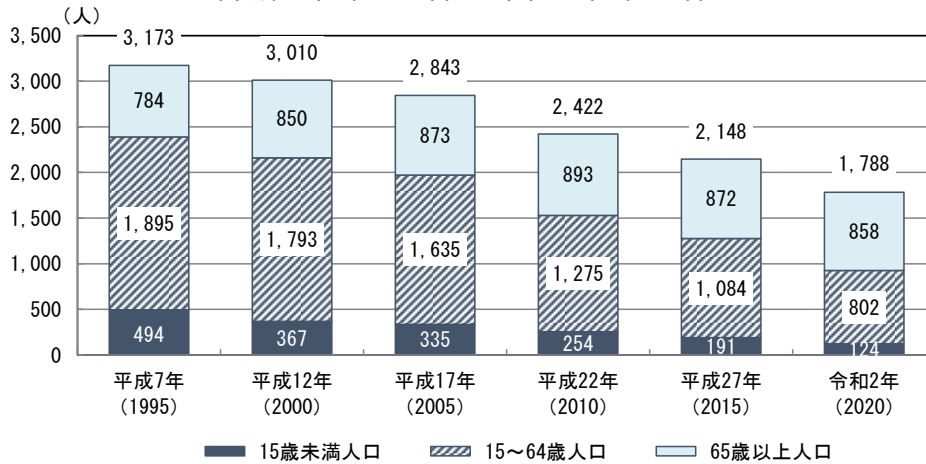
※年齢不詳人口を含みます。

資料：国勢調査

① 年齢別人口（3区分）

国勢調査による年齢別（3区分）の人口推移では、平成7年（1995年）以降、15歳未満人口は370人（74.9%）、15～64歳人口は1,093人（57.7%）減少する一方で、65歳以上人口は74人（9.4%）増加しており、総人口の減少と同時に高齢化の進行がみられます。

図表 年齢別人口（3区分）の推移
（平成7年（1995年）～令和2年（2020年））



資料：国勢調査

② 地区別人口

住民基本台帳による令和6年（2024年）の地区別人口では、最も人口の多い地域は大佐井地区で502人となっています。また、大佐井地区、原田地区、川目地区、福浦地区では、前期高齢者よりも後期高齢者の人数が多くなっています。

図表 地区別人口（令和6年（2024年））

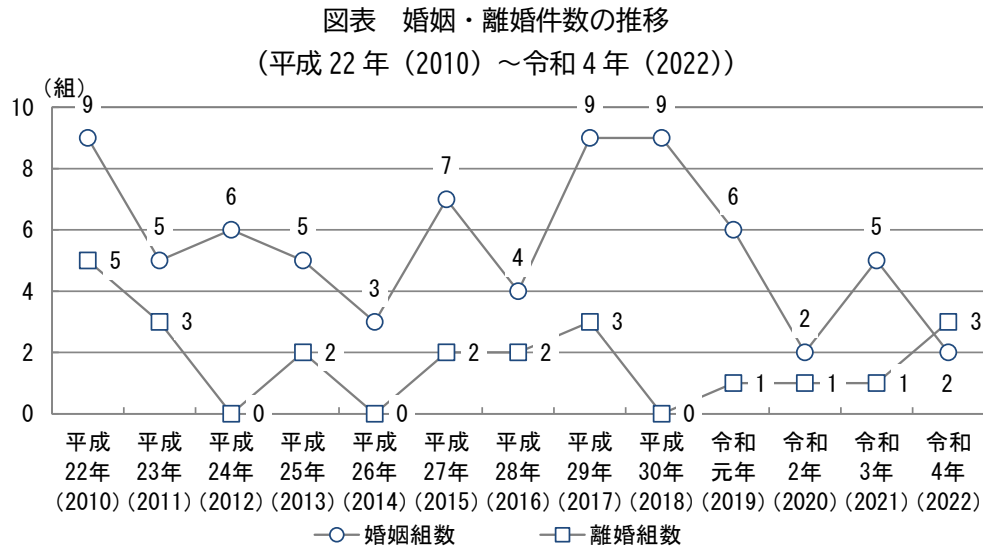
地区	人口（人）				前期 高齢者	後期 高齢者
	計	15歳未満	15～64歳	65歳以上		
古佐井地区	489	31	229	229	119	110
大佐井地区	502	30	243	229	101	128
原田地区	168	7	75	86	42	44
川目地区	45	6	13	26	8	18
矢越地区	139	14	63	62	38	24
磯谷地区	100	1	36	63	33	30
長後地区	65	6	33	26	13	13
福浦地区	82	1	36	45	10	35
牛滝地区	88	7	39	42	23	19

資料：住民基本台帳

(2) 婚姻・離婚

平成22年(2010年)から令和4年(2022年)の婚姻・離婚件数をみると、期間における1年間の平均婚姻数は5.5件、離婚件数は1.8件となっています。

また、参考として令和4年(2022年)の青森県の平均初婚年齢は、男性が30.5歳、女性が29.0歳となっています。



資料：人口動態調査

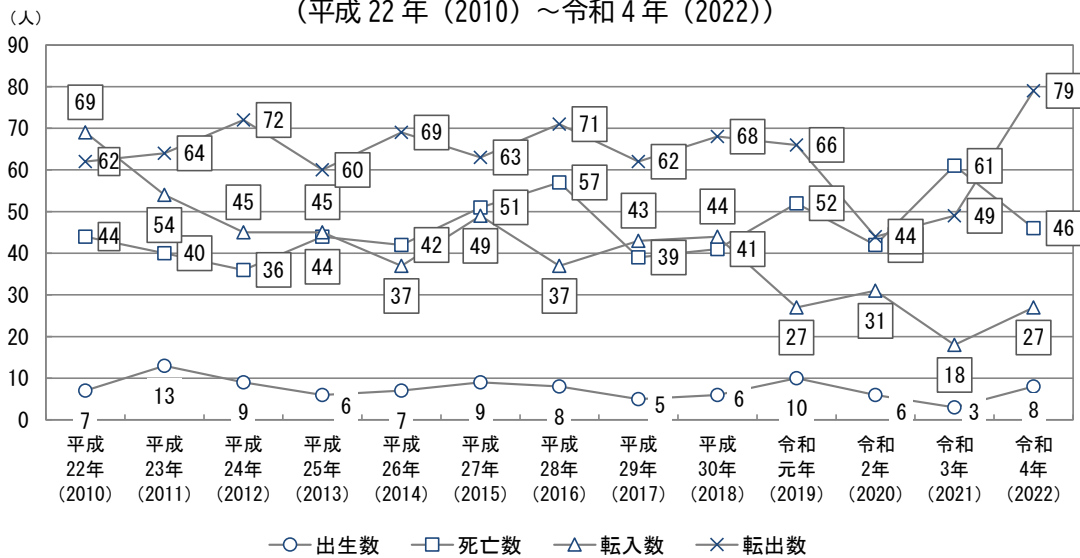
(3) 人口移動

平成 22 年（2010 年）から令和 4 年（2022 年）の人口移動の状況を見ると、自然動態（出生・死亡）については、死亡者数が出生者数を上回り、年平均で約 38 人の自然減が続いています。

また、社会動態（転入・転出）では、平成 22 年（2010 年）を除いた各年で転出者数が転入者数を上回り、年平均で約 61 人の社会減が続いています。

こうした自然減、社会減による人口減は、年平均で約 61 人の減少となっており、近年の人口減少及び少子化の進行要因の 1 つであることがうかがえます。

図表 人口動態（自然動態・社会動態）の推移
（平成 22 年（2010）～令和 4 年（2022））



年次	自然動態(人)			社会動態(人)			増減(人)
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成 22 年 (2010)	7	44	△ 37	69	62	7	△ 30
平成 23 年 (2011)	13	40	△ 27	54	64	△ 10	△ 37
平成 24 年 (2012)	9	36	△ 27	45	72	△ 27	△ 54
平成 25 年 (2013)	6	44	△ 38	45	60	△ 15	△ 53
平成 26 年 (2014)	7	42	△ 35	37	69	△ 32	△ 67
平成 27 年 (2015)	9	51	△ 42	49	63	△ 14	△ 56
平成 28 年 (2016)	8	57	△ 49	37	71	△ 34	△ 83
平成 29 年 (2017)	5	39	△ 34	43	62	△ 19	△ 53
平成 30 年 (2018)	6	41	△ 35	44	68	△ 24	△ 59
令和元年 (2019)	10	52	△ 42	27	66	△ 39	△ 81
令和 2 年 (2020)	6	42	△ 36	31	44	△ 13	△ 49
令和 3 年 (2021)	3	61	△ 58	18	49	△ 31	△ 89
令和 4 年 (2022)	8	46	△ 38	27	79	△ 52	△ 90

資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

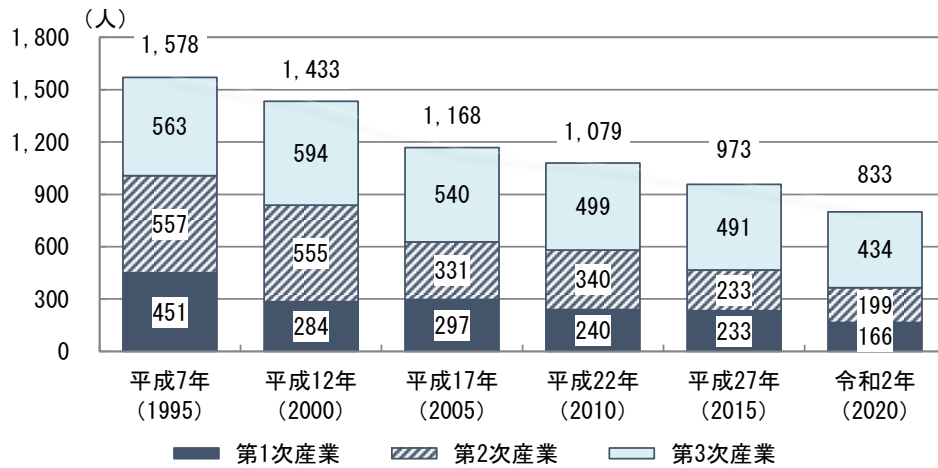
(4) 産業・労働力

① 産業構造（就業人口）

国勢調査による就業者総数は、平成7年（1995年）から令和2年（2020年）にかけて減少を続けており、令和2年（2020年）の就業者は833人となっています。

産業別にみると第1次産業、第2次産業、第3次産業のすべてで就業者の減少がみられ、特に令和2年（2020年）第2次産業の就業者は199人となっており、平成7年（1995年）から64.3%減少しています。

図表 産業構造（就業人口）の推移
（平成7年（1995）～令和2年（2020））



年次	就業人口（人）				
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
平成7年（1995）	1,578	451	557	563	7
平成12年（2000）	1,433	284	555	594	0
平成17年（2005）	1,168	297	331	540	0
平成22年（2010）	1,079	240	340	499	0
平成27年（2015）	973	233	233	491	16
令和2年（2020）	833	166	199	434	34

※ 就業人口（総数）には、分類不能の産業が含まれます。

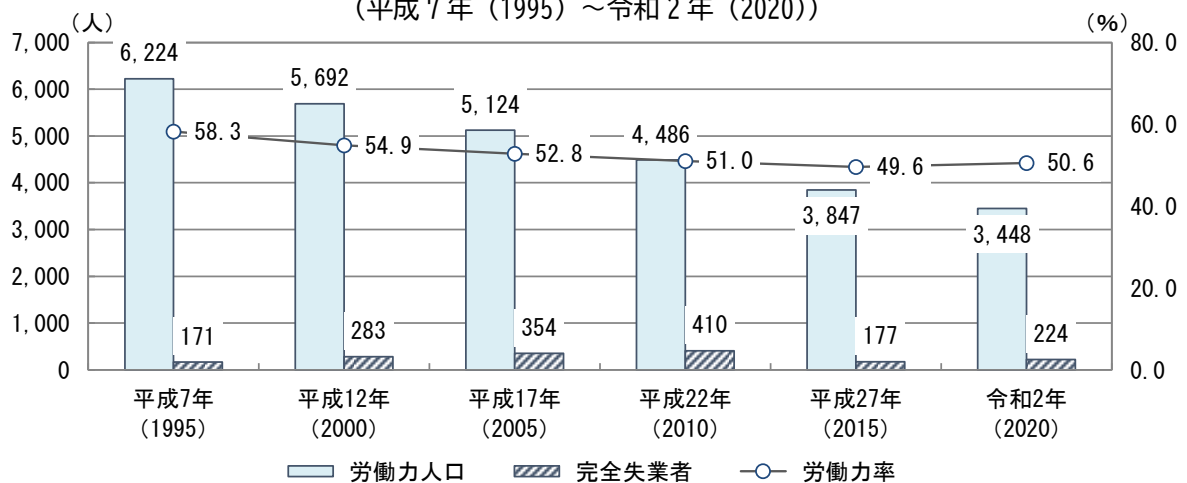
資料：国勢調査

② 労働力人口・完全失業者数

国勢調査による労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、令和2年（2020年）は855人となっており、平成7年（1995年）から48.2%減少しています。

また、令和2年（2020年）の完全失業者数は22人、完全失業率は2.6%となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移
(平成7年(1995)～令和2年(2020))



年次	労働力 (人)			完全失業率 (%)
	労働力人口	就業者数 (人)	完全失業者数 (人)	
平成7年(1995)	1,650	1,578	72	4.4
平成12年(2000)	1,496	1,433	63	4.2
平成17年(2005)	1,357	1,168	189	13.9
平成22年(2010)	1,144	1,079	65	5.7
平成27年(2015)	1,038	973	65	6.3
令和2年(2020)	855	833	22	2.6

資料：国勢調査

2 地域福祉を取り巻く状況

(1) 子ども・子育て

本村における近年の就学前児童数は令和3年（2021年）に42人となったものの概ね横ばいで推移しており、令和6年（2024年）3月末現在で35人となっています。

一方で小・中学校の生徒数については減少がみられ、令和6年（2024年）の小学生は34人、中学生は25人となっています。生徒数の減少に伴い、放課後子ども教室利用も減少がみられます。

また子育て支援センター利用数の推移をみると、令和元年（2019年）以降減少傾向にあり、令和6年（2024年）の利用は150人となっています。

図表 就学前児童数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
就学前児童数(人)	32	34	42	36	36	35
0歳児	4	8	9	6	4	8
1歳児	6	3	8	9	6	4
2歳児	2	6	3	8	9	6
3歳児	12	3	7	3	8	7
4歳児	2	12	3	7	2	8
5歳児	6	2	12	3	7	2

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 佐井村保育所の児童数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
児童数(人)	29	32	27	26	25	31
定員(人)	80	30	30	30	30	30

資料：福祉健康課（各年5月1日現在）

図表 佐井村子育て支援センター利用数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
利用数(人)	560	372	173	162	107	150

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 障がい児保育利用者数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
利用数(人)	1	1	0	0	0	0

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 小・中学校の生徒数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
小学校(人)	62	49	46	39	42	34
中学校(人)	45	32	37	33	29	25

資料：生涯学習課（各年5月1日現在）

図表 小・中学校の特別支援学級利用数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
小学校(人)	3	1	1	1	1	2
中学校(人)	1	3	2	2	1	1

資料：生涯学習課（各年5月1日現在）

図表 放課後子ども教室利用数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
児童数(人)	39	30	29	27	29	23
定員(人)	50	50	50	50	50	50

資料：生涯学習課（各年5月1日現在）

(2) 高齢者（要介護認定者・認知症高齢者）

高齢化が進む中で、本村の高齢者数については後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65～74歳）を上回りながら推移しており、令和6年（2024年）の65歳以上人口は602人となっています。

世帯数に関しては、令和6年（2024年）の65歳以上のいる世帯は602世帯と、令和元年（2019年）との比較では48世帯の減少となっています。なお高齢単身世帯は278世帯、高齢夫婦世帯は140世帯となっています。

また、本村の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、令和6年（2024年）3月末現在で158人となっており、介護度別では要介護4が31人と最も多くなっています。

図表 総人口・高齢者人口・高齢化率の推移
（令和元年（2019）～令和6年（2024））

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
総数（人）	2,005	1,930	1,879	1,777	1,723	1,678
65歳以上人口（人）	650	648	652	625	619	602
前期高齢者（人）	403	405	423	412	398	387
後期高齢者（人）	482	474	455	422	426	421
高齢化率（％）	44.1	45.5	46.7	46.9	47.8	48.2

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

図表 総世帯数・高齢者のいる世帯等の推移
（令和元年（2019）～令和6年（2024））

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
総数（世帯）	948	938	921	886	872	861
65歳以上の高齢者のいる世帯（世帯）	650	648	652	625	619	602
高齢夫婦世帯（世帯）	145	144	141	137	131	140
高齢単身世帯（世帯）	263	277	290	281	287	278

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 地区別総人口・高齢者人口・高齢化率の推移
(令和6年(2024))

	地区別総 世帯数 (世帯)	65歳以上の 高齢者のいる 世帯(世帯)	高齢夫婦世帯 (世帯)	高齢単身世帯	
				世帯数 (世帯)	構成比(率)
古佐井地区	257	172	43	86	33.5
大佐井地区	269	177	37	88	32.7
原田地区	93	68	14	41	44.1
川目地区	24	19	4	10	41.7
矢越地区	58	40	11	13	22.4
磯谷地区	52	43	14	15	28.8
長後地区	29	20	3	7	24.1
福浦地区	40	34	7	11	27.5
牛滝地区	39	29	7	7	17.9

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 要介護認定者・認定率の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
認定者数(人)	167	161	153	148	153	158
要支援	32	26	28	32	32	35
要支援1	19	15	17	20	19	17
要支援2	13	11	11	12	13	18
要介護	135	135	125	116	121	123
要介護1	33	35	27	29	35	24
要介護2	20	23	27	24	17	19
要介護3	22	18	20	17	22	23
要介護4	34	39	36	28	30	31
要介護5	26	20	15	18	17	26

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

(3) 障がい児・者

本村の身体障がい児・者数は減少傾向にあり、令和6年（2024年）3月末現在、135人となっています。また、令和2年（2020年）以降の身体障がい児・者数を障がい別にみると、肢体不自由が最も多く推移しています。

知的障がい児・者については、令和6年（2024年）3月末現在で33人と減少傾向がみられる一方で、精神障がい児・者は18人と緩やかな増加がみられます。

また、自立支援医療制度の対象となる精神通院医療の認定者は令和6年（2024年）で31人となっています。

図表 障がい者（手帳所持者等）の推移
（令和元年（2019）～令和6年（2024））

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
身体障がい児・者（人）	182	184	173	159	147	135
18歳未満	1	1	1	1	1	0
18歳以上	43	42	33	25	25	24
65歳以上	138	141	139	133	121	111
知的障がい児・者（人）	40	40	40	39	37	33
18歳未満	7	7	7	6	6	4
18歳以上	30	28	26	26	24	23
65歳以上	3	5	7	7	7	6
精神障がい児・者（人）	15	16	17	17	18	18
18歳未満	1	1	1	0	1	1
18歳以上	13	13	14	15	14	13
65歳以上	1	2	2	2	3	4
計（人）	237	240	230	215	202	186

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 等級別身体障がい者・児数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
1級(人)	69	72	72	63	57	53
2級(人)	29	30	25	23	21	19
3級(人)	29	29	27	27	26	24
4級(人)	38	37	35	32	29	25
5級(人)	11	10	9	8	8	8
6級(人)	6	6	5	6	6	6

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 障がい別身体障がい者・児数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
視覚障がい(人)	10	10	9	8	8	8
聴覚・平衡機能障がい(人)	6	6	6	6	6	5
音声・言語・そしゃく機能障がい(人)	0	0	0	0	0	0
肢体不自由(人)	73	73	64	61	57	55
心臓機能(人)	46	46	45	42	39	35
じん臓機能(人)	24	23	22	20	18	17
呼吸器機能(人)	0	0	0	0	0	0
直腸機能(人)	14	13	12	11	9	6
小腸・免疫・肝臓機能(人)	0	0	0	0	0	0

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 障がい別等級別身体障がい者・児数
(令和6年(2024))

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい(人)	2	2	1	0	1	1
聴覚・平衡機能障がい(人)	0	2	0	0	0	2
音声・言語・そしゃく機能障がい(人)	0	0	0	0	0	0
肢体不自由(人)	9	13	14	13	7	3
内部障がい(人)	34	0	7	7	0	0

資料：福祉健康課（3月末現在）

図表 判定別知的障がい者・児数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
A判定(人)	19	19	19	19	18	14
B判定(人)	21	21	21	20	19	19
計(人)	40	40	40	39	37	33

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 等級別精神障がい者・児数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
1級(人)	4	4	3	4	3	3
2級(人)	10	11	13	11	12	12
3級(人)	1	1	1	2	3	3
計(人)	14	15	16	15	15	15

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
精神通院医療対象者(人)	25	30	24	24	28	31

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

(4) 生活保護・安心安全

令和6年(2024年)3月末の生活保護受給世帯数は52世帯で、受給人員62人、保護率36.9%となっており、令和元年(2019年)と比較すると、保護率は横ばいとなっています。

また、母子・父子・寡婦世帯数については、いずれも減少がみられ、父子世帯に関しては令和6年(2024年)で0世帯となっています。

虐待・暴力の件数はいずれも0~1件で推移しており、令和6年(2024年)3月末では配偶者等からの暴力の相談・通報が1件となっています。

図表 生活保護受給世帯・人員・保護率の推移
(令和元年(2019)~令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
保護世帯(世帯)	59	57	58	51	49	52
保護人員(人)	72	68	74	63	58	62
保護率(%)	35.9	35.2	39.4	35.5	33.7	36.9

資料：福祉健康課(各年3月末現在)

図表 母子・父子・寡婦世帯数の推移
(令和元年(2019)~令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
母子世帯(世帯)	13	12	10	9	9	6
父子世帯(世帯)	2	2	2	1	1	0
寡婦世帯(世帯)	64	66	40	40	34	30

資料：福祉健康課(各年3月末現在)

図表 虐待・暴力の件数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
児童虐待 (件)	相談・通報	0	0	0	0	0	0
	認知件数	0	0	0	0	0	0
高齢者 虐待(件)	相談・通報	1	0	0	0	0	0
	認知件数	0	0	0	0	0	0
一般成人の 障がい者への 虐待(件)	相談・通報	0	0	0	0	0	0
	認知件数	0	0	0	0	0	0
配偶者等 からの暴力 (件)	相談・通報	0	0	0	0	0	1
	認知件数	0	0	0	0	0	0

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 自主防災組織数・率の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
自主防災組織数(組織)	1	1	1	1	1	1
自主防災組織率(%)	100	100	100	100	100	100

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 犯罪認知件数等の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
犯罪認知件数(件)	1	5	2	4	2	3
特殊詐欺の発生件数(件)	0	0	1	0	2	0
声かけ事案発生件数(件)	0	0	0	0	0	0

資料：大間警察署（各年12月末現在）

(5) 地域福祉活動団体

令和6年度（2024年度）の民生委員への相談内容・支援件数は日常的な支援が94件と最も多くなっています。

本村の老人クラブの推移をみるとクラブ数・会員数ともに令和4年（2022年）以降変動はみられず、令和6年（2024年）現在も5クラブ、107人の会員数となっています。なお、自治会組織数についても、令和元年（2019年）以降変動はなく、組織数は13となっています。

また、保健福祉活動協力員等の推移をみると、令和6年（2024年）より認知症サポーターが14人となっています。

図表 民生委員・児童委員数の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
民生・ 児童委員 (人)	人数	11	10	10	10	10	10
	定員	11	11	11	11	11	11
主任児童 委員(人)	人数	2	1	1	1	2	2
	定員	2	2	2	2	2	2

資料：福祉健康課（各年3月末現在）

図表 民生委員への相談内容・支援件数
(令和6年度(2024))

項 目	件数(件)	項 目	件数(件)
在宅福祉	0	仕事	0
介護保険	1	家族関係	0
健康・保健医療	0	住居	0
子育て・母子保健	0	生活環境	4
子どもの地域生活	0	日常的な支援	94
生活費	0	その他(高齢関係)	1
年金・保険	0	計	100

資料：福祉健康課

図表 老人クラブの推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
クラブ数	6	6	5	5	5	5
会員数(人)	135	133	115	107	107	107

資料：社会福祉協議会(各年3月末現在)

図表 町内会・地区会組織の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
組織数	13	13	13	13	13	13

資料：福祉健康課(各年3月末現在)

図表 地区別町内会・地区会組織の推移
(令和6年(2024))

地 区	組織数	住民数(人)	地 区	組織数	住民数(人)
古佐井地区	3	489	磯谷地区	1	100
大佐井地区	3	502	長後地区	1	65
原田地区	1	168	福浦地区	1	82
川目地区	1	45	牛滝地区	1	88
矢越地区	1	139			

資料：福祉健康課(3月末現在)

図表 保健協力員等の推移
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
保健協力員(人)	34	33	33	33	32	33
食生活改善推進員(人)	7	7	7	7	7	7
認知症サポーター(人)	0	0	0	0	0	14
社協 福祉活動推進員(人)	1	1	1	1	1	1

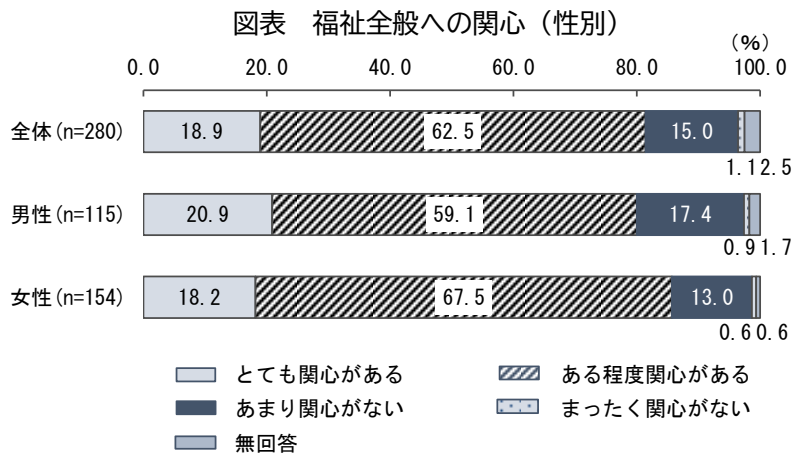
資料：福祉健康課(各年3月末現在)

3 地域での支え合い・福祉活動に対する住民意識

計画策定にあたり、令和6年（2024年）8月に実施したアンケート調査より、地域での支え合い・福祉活動に対する住民意識を、次のとおり整理します。

（1）福祉全般への関心について

- 福祉全般への関心について、回答全体では「とても関心がある」（18.9%）、「ある程度関心がある」（62.5%）を合わせた8割強（81.4%）の方は“*関心がある”と感じている一方で、「あまり関心がない」（15.0%）、「まったく関心がない」（1.1%）を合わせた1割台半ば（16.1%）の方は“*関心がない”と感じています。
- 性別・年齢別でみると、“関心がある”と回答した20～29歳は57.1%、75歳以上は100.0%と、年齢を重ねるごとに割合が高くなる傾向がみられます。



図表 福祉全般への関心（年齢別）

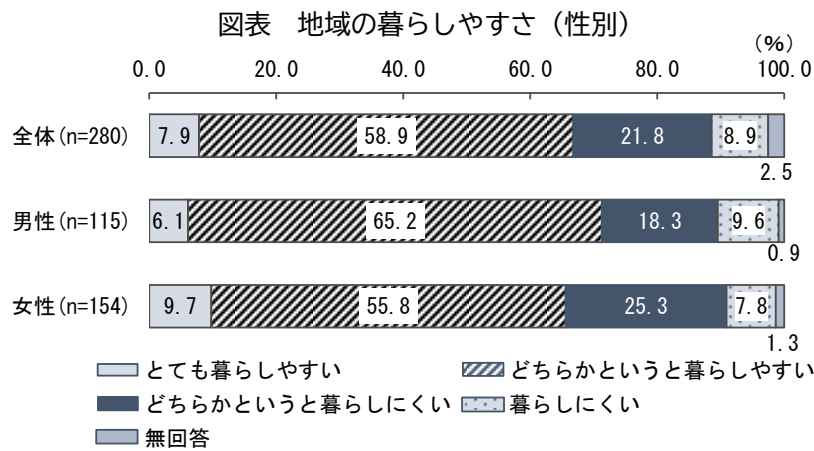
	“関心がある”		“関心がない”		無回答
	とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	
20～29歳 (n=14)	0.0%	57.1%	35.7%	7.1%	0.0%
30～39歳 (n=23)	8.7%	56.5%	34.8%	0.0%	0.0%
40～49歳 (n=50)	20.0%	64.0%	14.0%	2.0%	0.0%
50～59歳 (n=56)	16.1%	67.9%	14.3%	1.8%	0.0%
60～64歳 (n=19)	21.1%	47.4%	21.1%	0.0%	10.5%
65～74歳 (n=70)	18.6%	65.7%	14.3%	0.0%	1.4%
75歳以上 (n=43)	34.9%	65.1%	0.0%	0.0%	0.0%

* “関心がある”：「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した方

* “関心がない”：「あまり関心がない」、「まったく関心がない」と回答した方

(2) 地域の暮らしやすさについて

- 地域の暮らしやすさについて、回答全体では「とても暮らしやすい」(7.9%)、「どちらかという暮らしやすい」(58.9%)を合わせた7割近く(66.8%)の方は“※暮らしやすい”と感じている一方で、「どちらかという暮らしにくい」(21.8%)、「暮らしにくい」(8.9%)を合わせた3割(30.7%)の方は“※暮らしにくい”と感じています。
- 性別・年齢別でみると、“暮らしやすい”と回答した20～29歳は57.1%、75歳以上は72.1%と、年齢を重ねるごとに割合が高くなる傾向がみられます。



図表 地域の暮らしやすさ (年齢別)

	“暮らしやすい”		“暮らしにくい”		無回答
	とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	暮らしにくい	
20～29歳(n=14)	14.3%	42.9%	14.3%	28.6%	0.0%
30～39歳(n=23)	8.7%	47.8%	30.4%	13.0%	0.0%
40～49歳(n=50)	6.0%	56.0%	20.0%	16.0%	2.0%
50～59歳(n=56)	3.6%	58.9%	30.4%	7.1%	0.0%
60～64歳(n=19)	10.5%	68.4%	15.8%	0.0%	5.3%
65～74歳(n=70)	8.6%	67.1%	20.0%	2.9%	1.4%
75歳以上(n=43)	11.6%	60.5%	18.6%	9.3%	0.0%

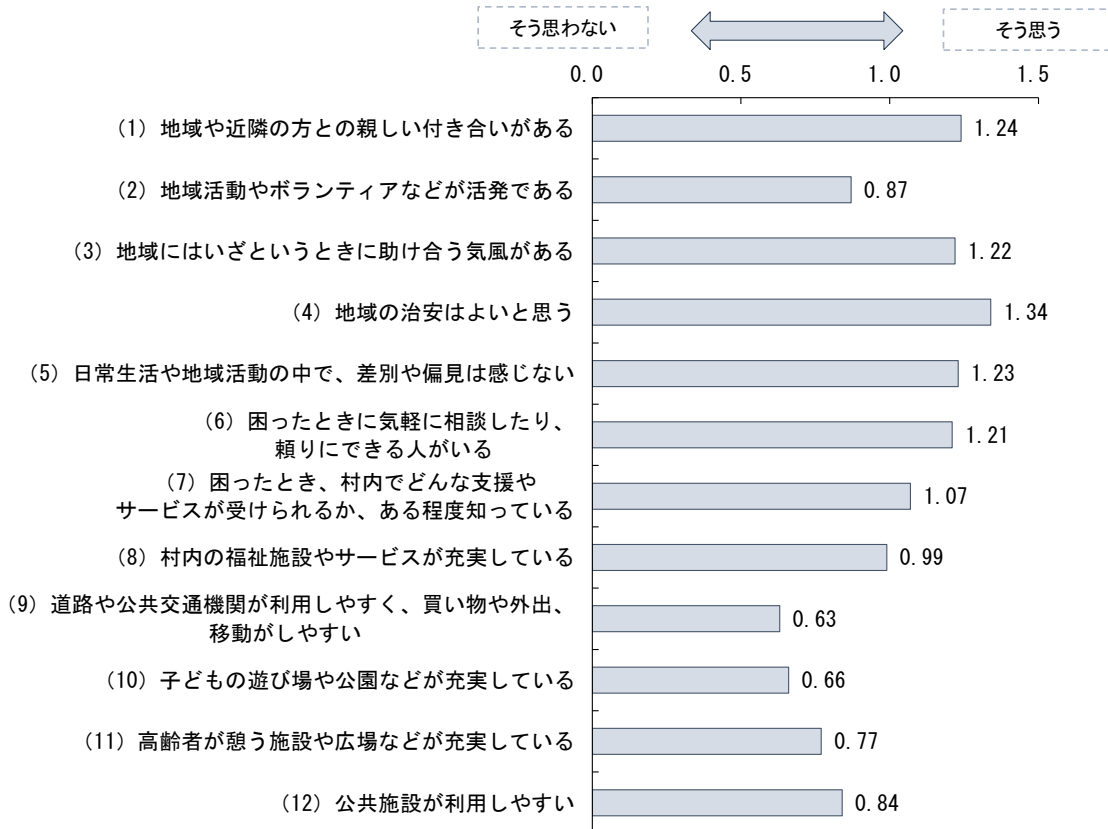
※ “暮らしやすい” : 「とても暮らしやすい」、「どちらかという暮らしやすい」と回答した方

※ “暮らしにくい” : 「どちらかという暮らしにくい」、「暮らしにくい」と回答した方

(3) 地域の暮らしに感じること

- 地域での暮らしに感じることにについて、“そう思う”という回答が最も多かった項目は(4)地域の治安はよいと思うが1.34ポイントとなっています。次いで(1)地域や近隣の方との親しい付き合いがあるが1.24ポイント、(5)日常生活や地域活動の中で、差別や偏見は感じないが1.23ポイントとなっています。

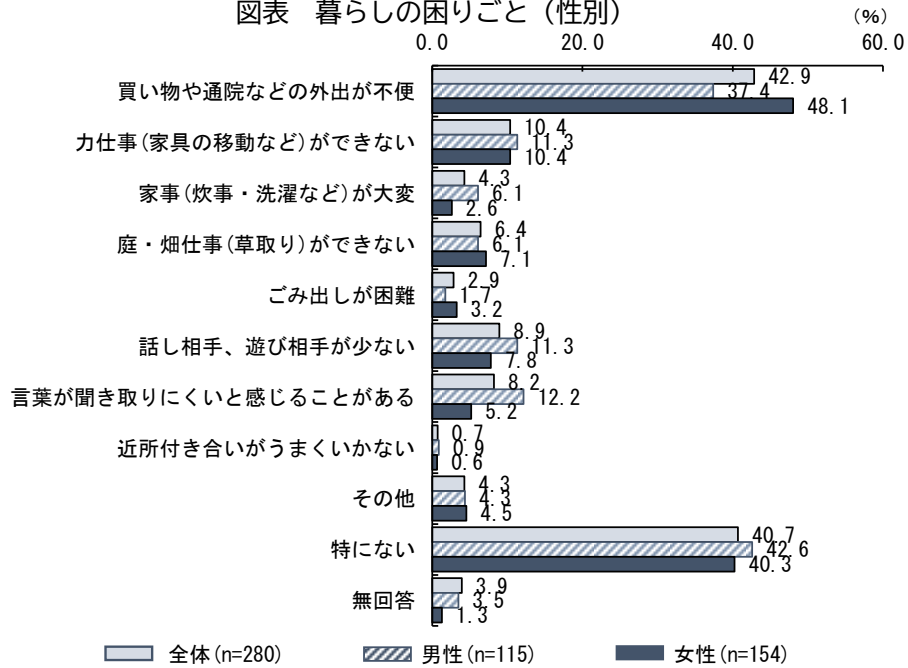
図表 地域の暮らしに感じること



(4) 暮らしの困りごとについて

- 暮らしの困りごとについて、回答全体では暮らしの中での困りごとについて、「買い物や通院などの外出が不便」が42.9%と最も高くなっています。次いで「力仕事(家具の移動など)ができない」が10.4%、「話し相手、遊び相手が少ない」が8.9%となっています。
- 性別・年齢別でみると、各属性とも「買い物や通院などの外出が不便」がそれぞれ最も高くなっています。

図表 暮らしの困りごと（性別）



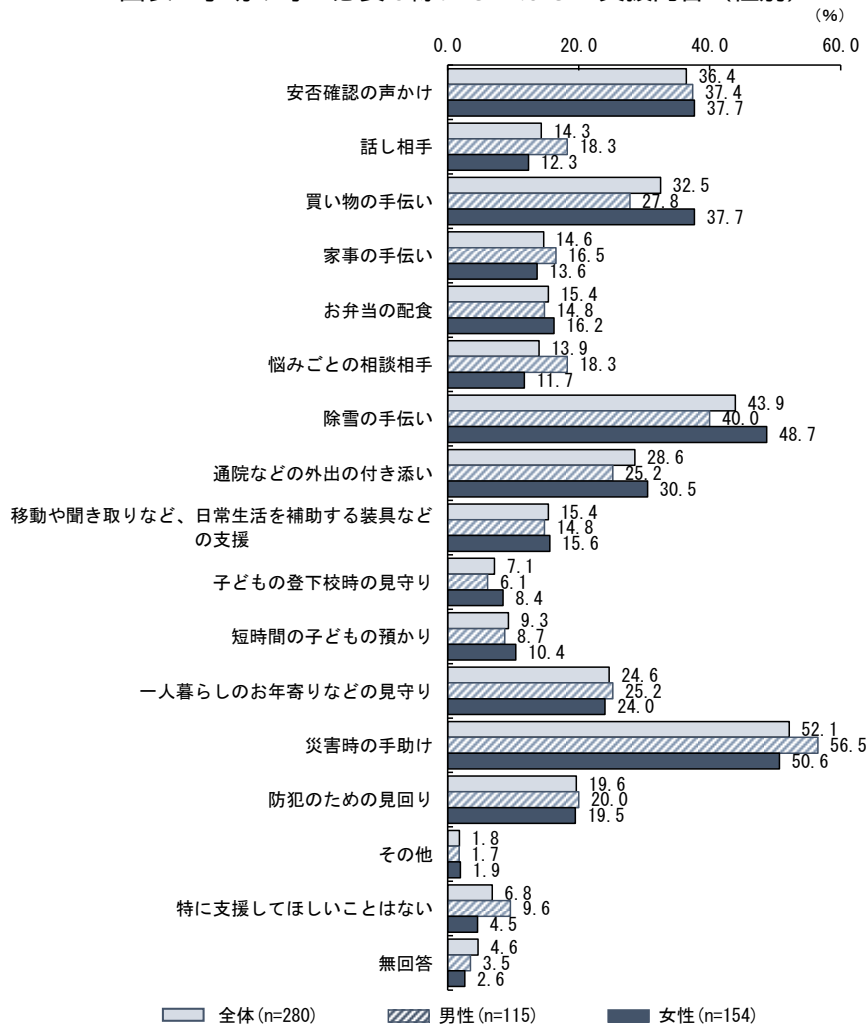
図表 暮らしの困りごと（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=14)	買い物や通院などの外出が不便 50.0%	話し相手、遊び相手が少ない 14.3%	家事(炊事・洗濯など)が大変・ 庭・畑仕事(草取り)ができない 7.1% (同率)
30～39歳 (n=23)	買い物や通院などの外出が不便 56.5%	話し相手、遊び相手が少ない 17.4%	言葉が聞き取りにくいと 感じる 4.3%
40～49歳 (n=50)	買い物や通院などの外出が不便 46.0%	話し相手、遊び相手が少ない 8.0%	力仕事(家具の移動など)が できない 6.0%
50～59歳 (n=56)	買い物や通院などの外出が不便 44.6%	力仕事(家具の移動など)が できない 8.9%	家事(炊事・洗濯など)が大変・ 庭・畑仕事(草取り)ができない 7.1% (同率)
60～64歳 (n=19)	買い物や通院などの外出が不便 31.6%	力仕事(家具の移動など)が できない・ 庭・畑仕事(草取り)が できない・話し相手、 遊び相手が少ない・ 言葉が聞き取りにくい と感じることがある 5.3% (同率)	
65～74歳 (n=70)	買い物や通院などの外出が不便 41.4%	力仕事(家具の移動など)が できない・ 話し相手、遊び相手が 少ない 11.4% (同率)	
75歳以上 (n=43)	買い物や通院などの外出が不便 39.5%	力仕事(家具の移動など)が できない・ 言葉が聞き取りにくい と感じることがある 27.9% (同率)	

(5) 手助け等が必要な際にしてほしい支援内容

- 手助け等が必要な際にしてほしい支援内容について、回答全体では「災害時の手助け」が52.1%と最も高くなっています。次いで「除雪の手伝い」が43.9%、「安否確認の声かけ」が36.4%となっています。
- 性別・年齢別でみると、60～64歳は「除雪の手伝い」が最も高くなっています。

図表 手助け等が必要な際にしてほしい支援内容（性別）



図表 手助け等が必要な際にしてほしい支援内容（年齢別：上位3項目）

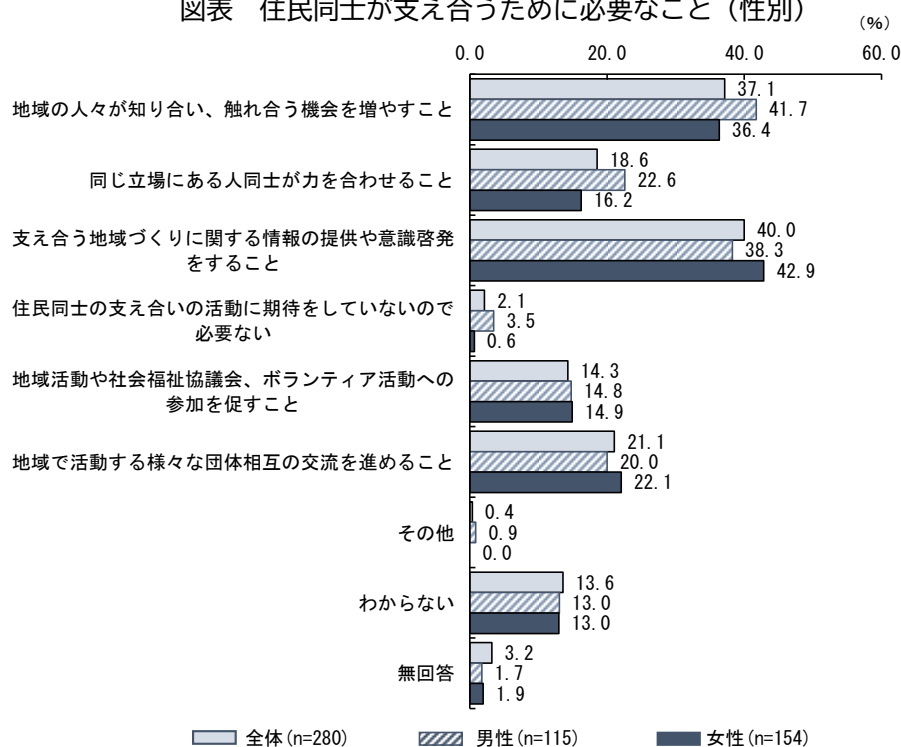
	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=14)	災害時の手助け 50.0%	除雪の手伝い 35.7%	買い物の手伝い・一人暮らしのお年寄りなどの見守り 28.6% (同率)
30～39歳 (n=23)	災害時の手助け 52.2%	除雪の手伝い 47.8%	買い物の手伝い・短時間の子どもの預かり 39.1% (同率)
40～49歳 (n=50)	災害時の手助け 40.0%	買い物の手伝い 38.0%	安否確認の声かけ 34.0%

	第1位	第2位	第3位
50～59歳 (n=56)	災害時の手助け 69.6%	除雪の手伝い 55.4%	買い物の手伝い 44.6%
60～64歳 (n=19)	除雪の手伝い 52.6%	災害時の手助け 42.1%	通院などの外出の付き添い 36.8%
65～74歳 (n=70)	災害時の手助け 55.7%	除雪の手伝い 44.3%	安否確認の声かけ 40.0%
75歳以上 (n=43)	災害時の手助け 46.5%	除雪の手伝い 41.9%	安否確認の声かけ 39.5%

(6) 住民同士が支え合うために必要なこと

- 住民同士が支え合うために必要なことについて、回答全体では「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が40.0%と最も高くなっています。次いで「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が37.1%、「地域で活動する様々な団体相互の交流を進めること」が21.1%となっています。
- 性別・年齢別でみると、各属性とも「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」を上位に挙げています。

図表 住民同士が支え合うために必要なこと（性別）



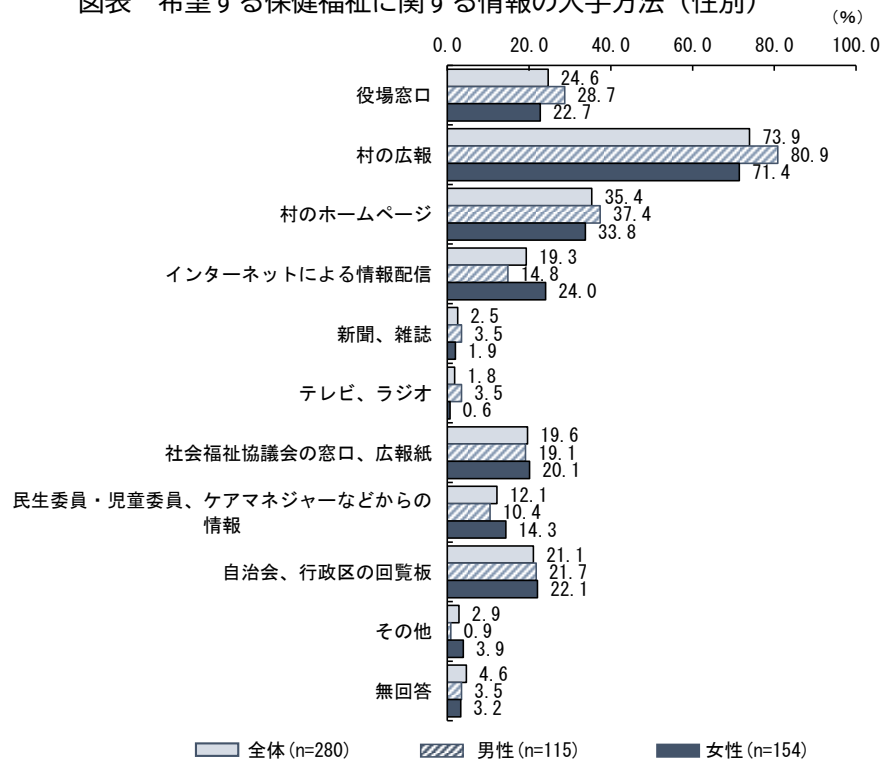
図表 住民同士が支え合うために必要なこと（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=14)	地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと 35.7%	同じ立場にある人同士が力を合わせる事・支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること・地域で活動する様々な団体相互の交流を進めること 28.6%（同率）	
30～39歳 (n=23)	地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと 47.8%	支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること 39.1%	同じ立場にある人同士が力を合わせる事 30.4%
40～49歳 (n=50)	支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること 42.0%	地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと 36.0%	地域で活動する様々な団体相互の交流を進めること 28.0%
50～59歳 (n=56)	支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること 57.1%	地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと 23.2%	同じ立場にある人同士が力を合わせる事 19.6%
60～64歳 (n=19)	支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること 52.6%	地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと 42.1%	地域活動や社会福祉協議会、ボランティア活動への参加を促すこと 15.8%
65～74歳 (n=70)	地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと 41.4%	支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること 34.3%	地域で活動する様々な団体相互の交流を進めること 25.7%
75歳以上 (n=43)	地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと 46.5%	同じ立場にある人同士が力を合わせる事 30.2%	支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること 25.6%

(7) 希望する保健福祉に関する情報の入手方法について

- 希望する保健福祉に関する情報の入手方法について、回答全体では「村の広報」が73.9%と最も高くなっています。次いで「村のホームページ」が35.4%、「役場窓口」が24.6%となっています。
- 性別・年齢別でみると、各属性とも「村の広報」がそれぞれ最も高くなっています。

図表 希望する保健福祉に関する情報の入手方法（性別）

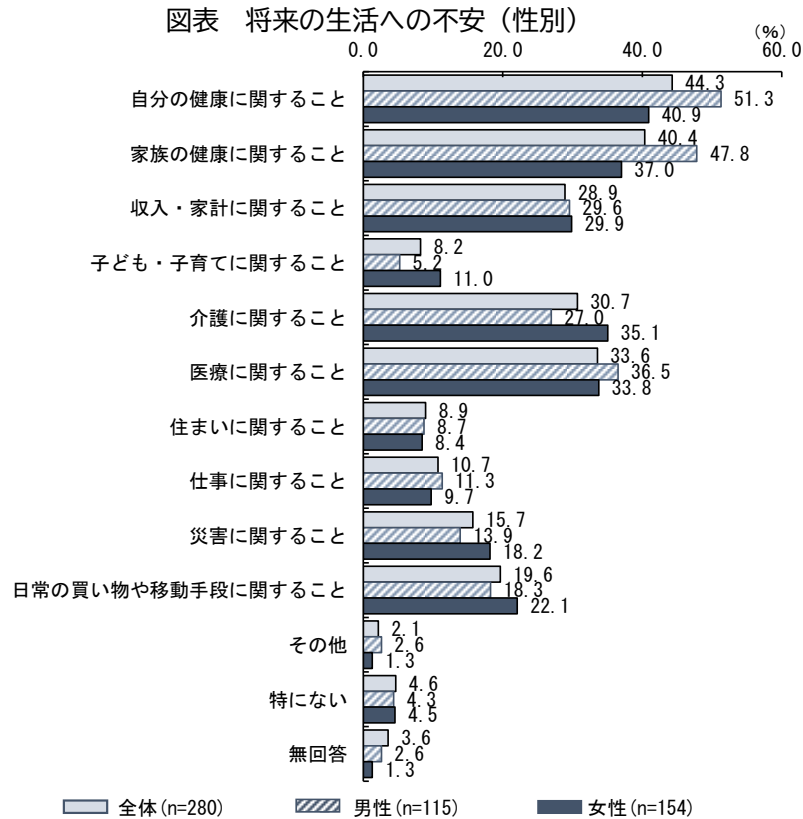


図表 希望する保健福祉に関する情報の入手方法（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=14)	村の広報 64.3%	役場窓口 42.9%	村のホームページ 35.7%
30～39歳 (n=23)	村の広報 78.3%	村のホームページ 60.9%	インターネットによる情報配信 26.1%
40～49歳 (n=50)	村の広報 76.0%	村のホームページ 48.0%	インターネットによる情報配信 46.0%
50～59歳 (n=56)	村の広報 69.6%	村のホームページ 33.9%	インターネットによる情報配信 26.8%
60～64歳 (n=19)	村の広報 100.0%	役場窓口 47.4%	村のホームページ・民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどからの情報 26.3% (同率)
65～74歳 (n=70)	村の広報 75.7%	村のホームページ 28.6%	自治会、行政区の回覧板 27.1%
75歳以上 (n=43)	村の広報 72.1%	社会福祉協議会の窓口、広報紙 41.9%	役場窓口 32.6%

(8) 将来の生活への不安について

- 将来の生活への不安について、回答全体では「自分の健康に関すること」が 44.3% と最も高くなっています。次いで「家族の健康に関すること」が 40.4%、「医療に関すること」が 33.6%となっています。
- 性別・年齢別でみると、各属性とも「家族の健康に関すること」を上位に挙げています。



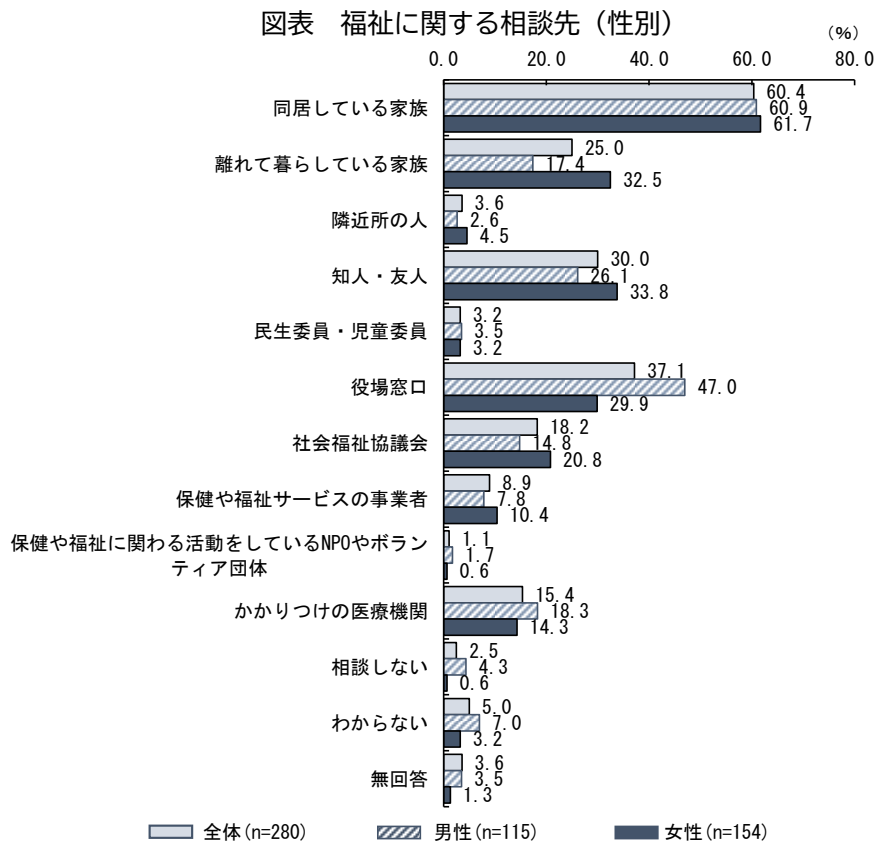
図表 将来の生活への不安（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=14)	家族の健康に関すること 42.9%	子ども・子育てに関すること 35.7%	住まいに関すること 35.7%
30～39歳 (n=23)	収入・家計に関すること 47.8%	家族の健康に関すること 34.8%	医療に関すること 30.4%
40～49歳 (n=50)	収入・家計に関すること 40.0%	医療に関すること 34.0%	家族の健康に関すること 30.0%
50～59歳 (n=56)	介護に関すること 44.6%	家族の健康に関すること 41.1%	自分の健康に関すること 35.7%
60～64歳 (n=19)	自分の健康に関すること・家族の健康に関すること 47.4% (同率)		医療に関すること 31.6%

	第1位	第2位	第3位
65～74歳 (n=70)	自分の健康に関すること 68.6%	家族の健康に関すること 41.4%	医療に関すること 34.3%
75歳以上 (n=43)	自分の健康に関すること 60.5%	家族の健康に関すること 51.2%	医療に関すること 39.5%

(9) 福祉に関する相談先について

- 福祉に関する相談先について、回答全体では「同居している家族」が60.4%と最も高くなっています。次いで「役場窓口」が37.1%、「知人・友人」が30.0%となっています。
- 性別・年齢別でみると、60～64歳は「役場窓口」が52.6%と最も高くなっています。



図表 福祉に関する相談先（年齢別：上位3項目）

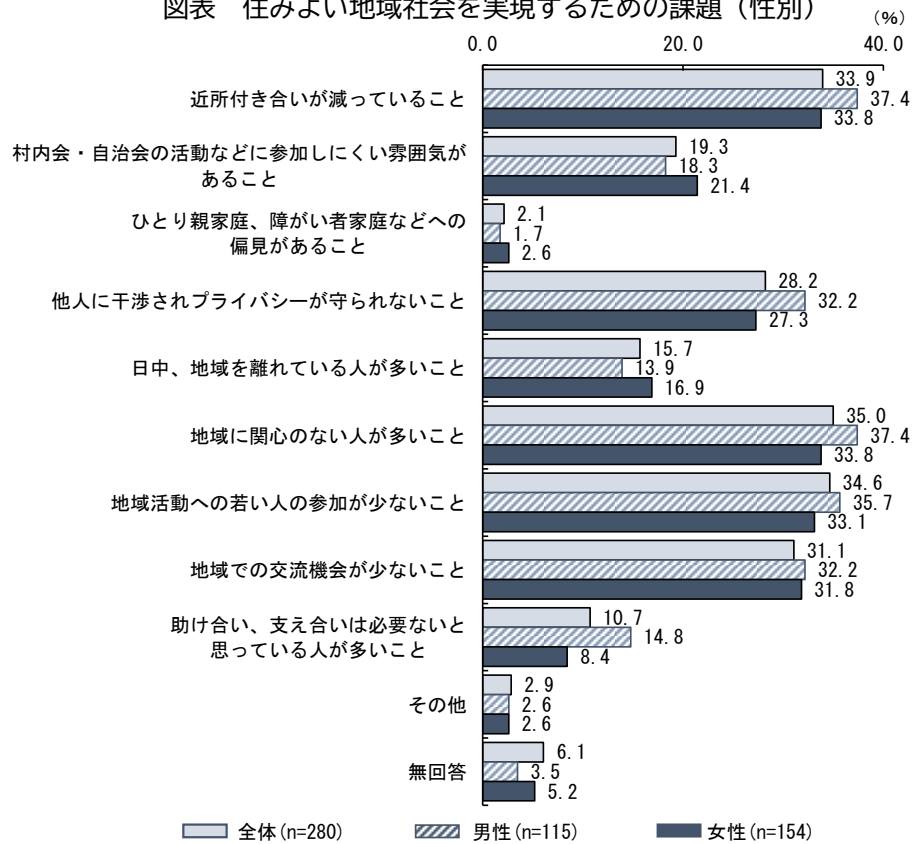
	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=14)	同居している家族 64.3%	知人・友人 50.0%	役場窓口 42.9%
30～39歳 (n=23)	同居している家族 56.5%	役場窓口 52.2%	知人・友人 39.1%
40～49歳 (n=50)	同居している家族 60.0%	知人・友人 48.0%	役場窓口 24.0%

	第1位	第2位	第3位
50～59歳 (n=56)	同居している家族 66.1%	役場窓口 33.9%	離れて暮らしている家族 30.4%
60～64歳 (n=19)	役場窓口 52.6%	同居している家族 47.4%	離れて暮らしている家族 31.6%
65～74歳 (n=70)	同居している家族 62.9%	役場窓口 47.1%	かかりつけの医療機関 22.9%
75歳以上 (n=43)	同居している家族 62.8%	離れて暮らしている家族 32.6%	役場窓口・ かかりつけの医療機関 27.9% (同率)

(10) 住みよい地域社会を実現するための課題について

- 住みよい地域社会を実現するための課題について、回答全体では「地域に関心のない人が多いこと」が35.0%と最も高くなっています。次いで「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が34.6%、「近所付き合いが減っていること」が33.9%となっています。
- 性別・年齢別でみると、各属20～29歳は「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が57.1%と最も高くなっています。

図表 住みよい地域社会を実現するための課題（性別）



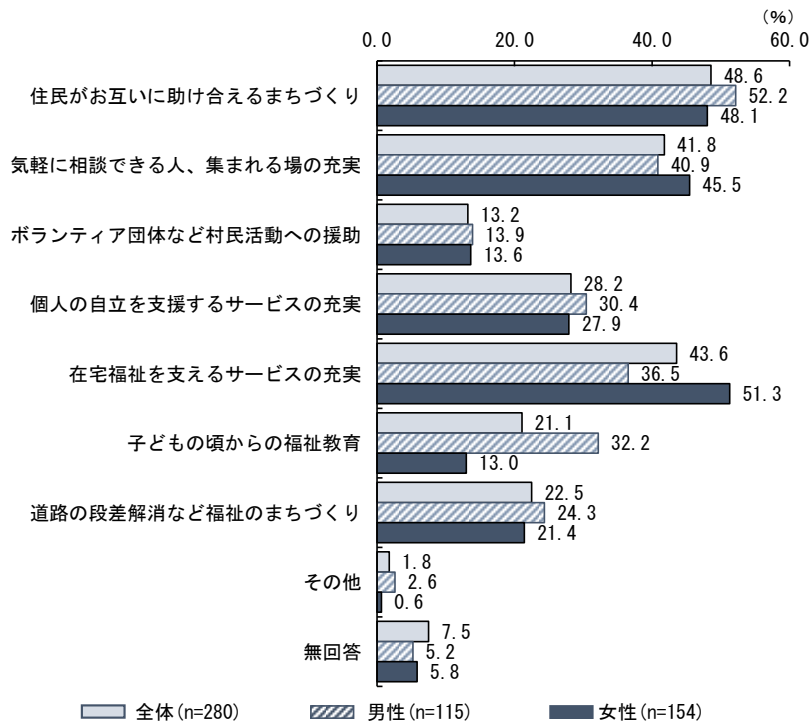
図表 住みよい地域社会を実現するための課題（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=14)	地域活動への若い人の参加が少ないこと 57.1%	村内会・自治会の活動などに参加しにくい雰囲気があること・ 他人に干渉されプライバシーが守られないこと 42.9% (同率)	
30～39歳 (n=23)	地域に関心のない人が多いこと 39.1%	他人に干渉されプライバシーが 守られないこと 34.8%	近所付き合いが減っていること・ 地域活動への若い人の参加 が少ないこと 30.4% (同率)
40～49歳 (n=50)	地域に関心のない人が多いこと 44.0%	地域活動への若い人の参加が少 ないこと 42.0%	地域での交流機会が少ないこと 32.0%
50～59歳 (n=56)	地域に関心のない人が多いこと 35.7%	他人に干渉されプライバシーが 守られないこと 32.1%	近所付き合いが減っていること・ 日中、地域を離れている人 が多いこと・地域活動への若い 人の参加が少ないこと 28.6% (同率)
60～64歳 (n=19)	近所付き合いが減っていること 47.4%	地域に関心のない人が多いこと 42.1%	地域での交流機会が少ないこと 31.6%
65～74歳 (n=70)	近所付き合いが減っていること 38.6%	地域に関心のない人が多いこと・ 地域での交流機会が少ないこと 37.1% (同率)	
75歳以上 (n=43)	近所付き合いが減っていること 44.2%	地域活動への若い人の参加が少ないこと・ 地域での交流機会が少ないこと 34.9% (同率)	

(11) これからの村の福祉に関する重点について

- これからの村の福祉に関する重点について、回答全体では「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が48.6%と最も高くなっています。次いで「在宅福祉を支えるサービスの充実」が43.6%、「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」が41.8%となっています。
- 性別・年齢別でみると、各属性とも「在宅福祉を支えるサービスの充実」を上位に挙げています。

図表 これからの村の福祉に関する重点（性別）



図表 これからの村の福祉に関する重点（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=14)	住民がお互いに助け合えるまちづくり 50.0%	気軽に相談できる人、集まれる場の充実 28.6%	個人の自立を支援するサービスの充実・在宅福祉を支えるサービスの充実 21.4% (同率)
30～39歳 (n=23)	気軽に相談できる人、集まれる場の充実 60.9%	住民がお互いに助け合えるまちづくり・在宅福祉を支えるサービスの充実・子どもの頃からの福祉教育 34.8% (同率)	
40～49歳 (n=50)	住民がお互いに助け合えるまちづくり 44.0%	気軽に相談できる人、集まれる場の充実 42.0%	在宅福祉を支えるサービスの充実 40.0%
50～59歳 (n=56)	在宅福祉を支えるサービスの充実 50.0%	住民がお互いに助け合えるまちづくり 46.4%	気軽に相談できる人、集まれる場の充実 41.1%

	第1位	第2位	第3位
60～64歳 (n=19)	在宅福祉を支えるサービスの充実 63.2%	気軽に相談できる人、 集まれる場の充実 57.9%	個人の自立を支援する サービスの充実 31.6%
65～74歳 (n=70)	住民がお互いに助け合えるまち づくり 58.6%	在宅福祉を支えるサービスの充 実 44.3%	気軽に相談できる人、 集まれる場の充実 34.3%
75歳以上 (n=43)	住民がお互いに助け合えるまち づくり 62.8%	在宅福祉を支えるサービスの充 実 46.5%	気軽に相談できる人、 集まれる場の充実 44.2%

4 地域福祉にかかる課題整理

(1) 高齢化と若年層の人口流出による福祉支援サービスの不足

- 人口減少と高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯の増加といった高齢化の進行により、医療・介護サービスの需要が増大し、在宅福祉や移動支援、孤立防止の仕組み強化が求められます。また、若年層の人口流出が止まらず、子育て世代の減少が懸念されており、若者が定住できる環境づくりや子育て支援体制の充実が重要となっています。
- アンケート結果より、「気軽に相談できる人や場がない」との声が多く、孤立感を抱く住民も少なくありません。特に、高齢者や子育て中の家庭を対象とした在宅福祉支援サービスの充実が求められています。住民がお互いに助け合いながら生活できる仕組みの構築や、行政・民間を巻き込んだ包括的な支援ネットワークの形成を推進し、地域の誰もが安全に、かつ安心して生活できる環境の整備が課題となっています。

(2) 地域福祉活動の担い手不足とコミュニティの活性化

- 本村では民生委員や児童委員、老人クラブなどの地域福祉活動団体が存在していますが、その担い手となる若年層や働き盛り世代の参加が著しく不足しています。アンケートでも、「地域活動への若い人の参加が少ない」との結果があり、世代を超えた協力体制の確立が課題となっています。
- 近所付き合いにおいて、アンケート結果より「地域に関心がない人が多い」「近所付き合いが減っている」といった指摘が多く、地域内の連帯感が希薄化している実態がみられます。特に、住民同士がつながる場や交流機会の不足が背景にあると考えられ、世代や地域を超えた交流イベントや、住民同士が気軽に関わり合えるコミュニティづくりが求められます。

(3) 生活環境の改善と地域全体での共助体制

- アンケートでは、「買い物や通院などの外出が不便」との回答が最も多く、高齢者を中心に交通の課題が深刻化しています。また、冬季の除雪や災害時の避難支援など、生活の基盤を維持するための支援も求められており、移動支援サービスの導入や、地域全体での共助体制の構築が必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

私たちが暮らす地域をより豊かなものにしていくためには、支える側、支えられる側といった一方的な関係性ではなく、誰もが支える側にも、支えられる側にもなり得るといった認識を持って、お互いを尊重し、支え合う関係性を築くことが大切と考えます。

少子高齢化が進行する中で、住み慣れた地域でのつながりを大切にし、安心していきいきと暮らすことができるよう、基本理念を「結ぶ絆・つなぐ心 みんなで助け合う 安全安心の地域づくり」とします。

そして、村や社会福祉協議会、地域、住民が一体となって、困ったときには支え合いの輪が築かれ、生活支援へ結びつける多様な情報提供や相談の手段を利用しながら、自分らしく暮らすことができる、安全安心な地域づくりを目指します。



2 基本目標

本計画では、基本理念「結ぶ絆・つなぐ心 みんなで助け合う 安全安心の地域づくり」に基づく地域福祉の推進に向けて、施策の柱となる4つの基本目標を掲げます。

基本目標1：地域の“絆”を深めます

住民一人ひとりが、地域や福祉を「我が事」として捉え、身近な人や地域の変化に関心を持つことが、地域福祉を推進していくための第1歩となります。

そこで、普段から身近な地域での関わりを通じて“絆”を深め、住民の間に「何か困ったことがあるのではないか」といった気づきが支援につながるよう、地域での活動や交流を通じて地域住民同士がお互いの顔の見える関係を築きます。

また、地域の担い手不足に対応するため、「みんなで担う」地域活動となるよう多様な世代や立場の人々が交流できる機会を創出し、持続可能な地域社会を目指します。

基本目標2：一人ひとりの“自立”と“生きがい”を支えます

住民の誰もがその人らしく暮らすためには、心身の健康とともに、生きがいを持って地域や社会と関わり、必要ときには支援を受けられる支援や環境が必要となります。

そのため、住民一人ひとりが健康で“自立”した生活を送れるよう、各世代に応じた健康づくりや介護予防活動を推進するとともに、社会参加を促進し、“生きがい”づくりを支援します。また、福祉サービスや支援制度に関する情報をわかりやすく提供し、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会を目指します。



基本目標3：身近な“助け合い”から“つながり”を育みます

日常生活における小さな“助け合い”の積み重ねが、地域全体の“つながり”を育む基盤となるよう近隣住民同士の声かけや見守り活動を促進し、困ったときに気軽に相談できる関係を構築することで、互いに支え合う地域社会を実現します。

また、地域には様々な困りごとを抱える人がいるものの、誰に相談すればよいかかわからず、必要な支援につながっていない場合も考えられます。また、求められる支援は、公的な制度では対応できない「制度の狭間」にある課題も存在するなど、多岐にわたります。

そのため、住民が日常生活の中で困ったことに直面したときに、相談や支援が必要とする人に確実に届く“つながり”のある地域社会を目指します。

基本目標4：誰もが“安全安心”に暮らす地域づくりを推進します。

年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが地域で安心して自分らしく、ともに暮らす地域社会を築いていくための住まいや移動手段、暮らしや権利を守るための取り組みは、地域福祉の推進を支える重要な取り組みです。

そのため、誰もが暮らしやすい生活環境を形成するとともに、権利擁護の支援に向けた取り組み、虐待等の予防と早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化します。

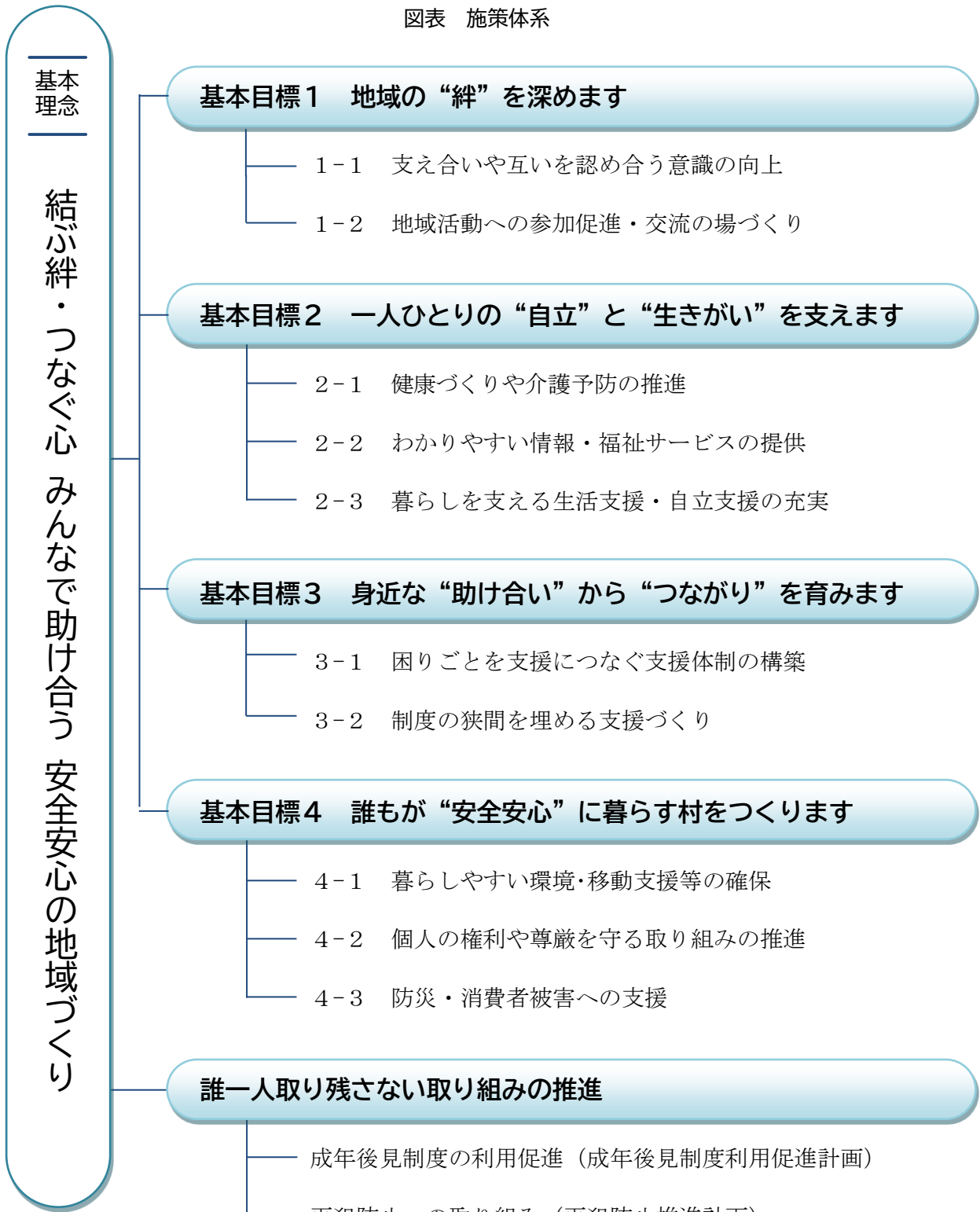
また、自然災害や犯罪、交通安全といった日常のリスクに対し、地域全体で備えることで、誰もが“安全安心”に暮らせる地域社会を目指します。



3 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標1

地域の“絆”を深めます

施策1-1 支え合いや互いを認め合う意識の向上

[実施方針]

- 地域内に住む人々がお互いを理解し、支え合う意識を高めるために、異なる世代や立場の人々が交流できるような機会を創出し、お互いの違いを尊重し、良好な関係を築く環境づくりを推進します。



施策を取り巻く環境

- 地域の人口減少が進行する中で、高齢化率の上昇や核家族化も進んでおり、地域での支え合いがますます難しくなっており、地域での助け合い、支え合いといった地域福祉の土台となる地域力の低下が懸念されます。そのため、地域の一員として身近な人の孤独・孤立の解消や異変の察知など、暮らしの中で起こりうる課題に気づき、地域で支え合う意識を高めていく必要があります。
- 地域には障がいがあり支援を必要とする人や認知機能の低下により判断能力が十分でない人なども地域の一員としてともに暮らしています。偏見や理解不足から無意識に差別してしまうことがないように、お互いを理解し、認め合い、ともに地域社会の担い手として活躍できるよう取り組んでいく必要があります。
- アンケート調査では、福祉全般への関心について、回答者の81.4%が「とても関心がある」「ある程度関心がある」と回答しており、福祉への関心は年齢を重ねるごとに高くなっています。
- 特に、住みよい地域社会を実現するための課題として、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が上位に挙がっており、早い時期から関心を持ってもらうような周知・啓発が引き続き必要です。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援] (公助)

1-1-1：福祉意識の醸成

地域福祉に関する情報の広報・啓発を通じて、地域での支え合いや交流活動の大切さについて理解を深め、福祉活動への参加を促進します。

1-1-2：障がいに対する理解

障がい者週間等の行事についてポスター掲示により周知し理解促進に努めるとともに、地域づくりのために地域移行や障がいに関する情報を住民へ直接周知するような場を設定するなど、さらなる理解促進に向けて取り組み、障がいのある人がスムーズに地域社会へ移行し、自立した生活を営むことができるよう支援します。

1-1-3：認知症に対する理解

認知症の症状などを正しく理解し、認知症の方やその家族を地域の中で支えていく認知症サポーターを養成する講座を実施します。

また、認知症の本人や家族の心情を受け止め、できることは頼り、できないことは本人の望む範囲でサポートすることが当たり前に行われるような地域づくりを推進するなど、チームオレンジの取り組みを推進します。

1-1-4：地域活動の人材育成

誰もが積極的に地域福祉活動に参加できるよう多様な世代の住民に働きかけ、地域の健康・福祉の推進のための人材を育成するとともに、活動機会を創出するなど、地域住民の経験、能力の活用を図ります。

特に若い世代や元気な高齢者等、地域活動への意欲はあるものの、これまで参加に結びついていない住民が取り組みやすい機会づくりなどについて検討します。

1-1-5：福祉教育の推進

地域での支え合い、助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、子どもの頃からの学校教育や地域での様々な活動への参加体験、あるいは生涯学習の場を通して、福祉に対する理解を深める取り組みを推進し、地域での支え合い、助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げます。

[住民・地域に期待する取り組み] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 高齢者や障がい者など、支援を必要とする人に寄り添い、相手の立場に立って物事を考えましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域のでできごとや高齢者や障がいのある人との触れ合いを通じて、地域での助け合い、支え合いに関心を持ちましょう。
- 障がいや認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。



施策1-2 地域活動への参加促進・交流の場づくり

[実施方針]

- 多様な地域活動や交流の場を創出し、住民が気軽に参加できる環境を整備します。
- 地域との関わり大切さについて理解を深め、特に、若者や子育て世代の参加を促進し、世代を超えた交流を活性化させます。



施策を取り巻く環境

- 村内では社会福祉協議会の地域福祉活動において交流活動や見守り・支援活動が継続されています。このように地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、地域での交流や社会参加の重要性はますます高まっています。
- 活動者の状況としては、人材の高齢化・固定化が課題となっており、それらの課題解決と活動のさらなる活性化を図る必要があります。
- 高齢化の進行とともに、支援を必要とする人が増えることが予想される一方で、元気な高齢者自身の活力を、地域において生かしていくことが期待されます。
- 地域では自治会活動や地域福祉活動以外にも、個人ボランティアやボランティア団体などの多様な活動が展開されており、それらの活動の活性化を図るとともに、各主体間のつながりづくりを進めることも重要となっています。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援] (公助)

1-2-1：地域活動への参加促進

地域福祉への意識が深まるよう、広報紙やホームページを活用し、自治会やボランティア団体、社会福祉協議会等の活動に関する情報を提供し、地域活動への参加を促進します。

また、より多くの住民が役割を持ち、支え合いながら、地域活動に参加できるよう、介護や福祉の担い手となるボランティア活動を行う人材の育成・確保及び高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を目的としたボランティアポイントの創出に努めます。

1-2-2：子育て家庭の交流機会、子育てサロン・子育てグループ活動への支援

子育て中の親が交流できる場として、子育てサロンや子育てグループの活動の活性化と継続に向けた支援を行うとともに、子育て支援センターにおいて、保護者同士の交流や子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

1-2-3：子どもの居場所づくりの充実

子どもたちの豊かな育ちを支えるために、放課後の子どもたちの安全安心な居場所として放課後子ども教室をはじめ、子どもたちが地域社会の中で、健やかに育まれる環境づくりを推進します。

1-2-4：高齢者の集いの場・交流機会の創出

地域の高齢者が主体となった集いの場の活動を村内全域で実施するための支援を行い、高齢者の社会参加を促進します。

そのほか、75歳以上の高齢者を対象に『敬老会』を開催し、高齢者同士が交流できる場の創出に努めます。

1-2-5：老人クラブ活動の促進

老人クラブが行う奉仕活動や交流事業などへの支援を通じて、地域社会における老人クラブの健全な発展を促進します。

また、会員減少や活動の低迷の対策として、社会福祉協議会を事務局とし連携を図り活性化を図ります。

1-2-6：世代間交流の促進

学校と地域のパイプ役となる人材の育成及び地域と連携した高齢者の地域活動を支援することにより、社会参加を促進するほか、地域行事等を通じて地域での顔の見える関係づくりを推進し、社会的孤立、ひきこもり等の防止につなげます。

1-2-7：地域福祉拠点施設の運営

指定管理により運営する各地区センターについて、地区の誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりや、その他活動ができる環境づくりを支援します。

1-2-8：民生委員・児童委員の知識や技術の向上・活動支援

民生委員児童委員協議会の運営を支援し、地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員・児童委員の知識や技術向上を図り、地域福祉の推進を図ります。

また、民生委員・児童委員の適正配置や研修の実施、活動内容や募集に関する広報を実施するなど、活動への支援や担い手確保に取り組みます。

1-2-9：住民自治組織活動への支援

地域の重要なコミュニティである町内会・地区会活動の役割を広く周知するとともに、住民自治組織での活動が円滑に運営できるよう支援します。

また、活動の中心的な役割を担うリーダーの育成に努めます。

1-2-10：福祉団体等への活動支援

社会福祉協議会やボランティア団体が相互に連携を図り、様々な活動団体が交流できるよう支援します。特に団体間の相互交流や活動についての課題共有を促進し、各種団体の活動を支援します。

1-2-11：ボランティア活動の活性化

村と社会福祉協議会が連携し、ボランティアの養成などを通じて、ボランティアの資質向上と活動の活性化を図ります。

また、地域住民の主体的な参画と団体や行政の協働のもと、地域の福祉活動や交流活動の支援等に取り組み、ボランティア活動領域の拡大に取り組みます。

[住民・地域に期待する取り組み] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 自らの意思や意欲を持って、自身が取り組める活動に無理のない範囲で地域活動等に参加しましょう。
- 自分のスキルや経験を生かせる地域活動を探してみましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 身近な地域の活動の場や交流機会に参加してみましょう。
- 元気な高齢者への参加を呼びかけるなど、積極的な地域活動への参加を促しましょう。

基本目標2

一人ひとりの“自立”と“生きがい”を支えます

施策2-1 健康づくりや介護予防の推進

[実施方針]

- 住民の健康寿命延伸を目指し、各年代に応じた健康づくりや介護予防活動を推進します。特に、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりと健康維持の両立を図ります。
- 誰もがその人らしくいきいきと暮らす場や機会となる生きがいづくりや社会参加の場の創出に努めます。



施策を取り巻く環境

- 生涯を通じて健康づくりに取り組んでいくためには、定期的な健診等の受診を通じて自らの健康を意識し、生活習慣病の発症、重症化予防、介護予防に取り組むなど、年齢をはじめ、個々の状況に応じた、多様な視点から健康づくりが求められます。
- アンケート調査においても50歳以上の将来への不安として、家族の健康に関すること以外に、介護や自身の健康、医療に関することを上位に挙げており、通いの場や老人クラブ等の団体等、様々な機会を通じて心身の健康づくりが地域で暮らし続けるための重要な視点となっています。
- 人口減少をはじめ、世帯構造の変化や地域におけるつながりの希薄化が進む中、社会的な孤立やひきこもり等の増加は、必要な支援の発見を遅らせる要因として、また、
*フレイルや要介護者を増加させる要因として懸念されています。
*フレイル
健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援] (公助)

2-1-1：健康づくりの推進

住民が主体的に健康づくりに取り組む機会となるよう、佐井村の住民を対象とした健康推進事業「ヘルスアップ in さい」において、講師を招いての健康講座などにより、健康づくりへの知識や情報を発信します。

2-1-2：特定健診・がん検診による生活習慣病の予防

各種健(検)診の受診率向上に向けて、特定検診、各種がん検診の受診勧奨を行ほか、健診受診者に対して、保健指導等を実施し、生活習慣改善を支援します。

2-1-3：妊産婦検診、乳幼児健診

産婦検診・新生児聴覚検査の費用助成、健診未受診者へのフォローを行います。妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図ります。

2-1-4：母子保健指導・相談支援の実施

母子健康手帳の受付・相談の実施、訪問等による妊産婦・乳幼児への支援を行います。妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。

2-1-5：高齢者の健康づくり・介護予防の推進

介護予防に関する知識の普及啓発と介護予防・日常生活支援総合事業の事業内容の充実やフレイル予防などの健康教育・健康相談等を実施することで、疾病予防や重症化防止のための保健指導を行います。

また、高齢者の自立支援の取り組みを推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取り組みを進めます。

2-1-6：認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームによる早期対応、認知症サポーターの養成、認知症ケアパス、チームオレンジの取り組みの推進、認知症に関する相談体制の整備、成年後見制度利用支援事業による支援を通じて、認知症とその予防につながる生活習慣などの普及啓発を行います。

2-1-7：食育活動の推進

小中学校での食育教室の実施や乳幼児健診等での普及啓発の実施を通じて、住民が健全な食生活を実践できるよう、「食育推進計画」に基づき食育の取り組みを推進します。

また、各イベントへ食生活改善推進員を派遣し、食について発信します。ボランティア養成講座の実施や活動の継続に向けた支援を行い、健康づくりに携わる人材を育成します。

2-1-8：感染症対策の実施

介護施設や事業所等との連携し感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替えサービスの確保に向けた連携体制の構築を行います。

2-1-9：命を守る自殺対策の推進

早期に自殺のサインに気づき、必要な支援につなげられるようゲートキーパー養成のための講座を実施または積極的に参加するよう推奨するほか、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、ストレス解消法や困難なことへの対処方法等、関連する支援内容やこころの相談の周知により、その対応力向上に努めます。

[住民・地域に期待する取り組み] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 定期的な健康診断を受診し、自身の健康状態を把握しましょう。
- 家族の健康状態を気遣い、体調の変化に気づいたら早めに医療機関で診察を受けましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 周囲で心身の異変に気づいたら早めに専門機関の相談や医療機関で診察を受けるよう働きかけましょう。

施策2-2 わかりやすい情報・福祉サービスの提供

[実施方針]

- 住民が自ら必要なサービスや支援を選択し、安心して利用できる仕組みを検討するとともに、サービスの質・量の確保に努めます。



施策を取り巻く環境

- 地域の関係団体が行っている様々な福祉活動や各種福祉サービスに関する情報が、地域住民へ十分に行き届くよう、年齢や家族構成、障がいの有無等に関わらず、誰もが必要な情報を得ることができるような取り組みを進める必要があります。
- 住民が安心して自ら必要なサービスを選択できるよう、サービスや制度に関する情報提供や相談支援に取り組み、支援を必要とする人のサービス利用促進に努める必要があります。
- 利用しやすい各種福祉サービス提供事業所等と連携して、身近な地域での気軽な相談から専門的な相談まで、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組むとともに、サービスの質・量の確保が求められます。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援] (公助)

2-2-1：情報提供体制の充実

希望する情報を得る手段は、住民によって異なることを踏まえ、広報紙、ホームページ、告知端末タブレット、各種パンフレットなど、多様な媒体を活用し、保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関する様々な情報が多くの住民にわかりやすく、適切な手段で入手できるよう配慮し、情報を入手できる人とできない人との間で不公平が生じないように努めます。

また、デジタル技術を活用した情報発信の導入について検討します。

2-2-2：福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの構築

住民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者や様々な相談支援機関を通じて、ニーズに応じた情報提供や相談体制を構築するなど、支援を必要とする人のサービス利用の促進に努めます。

2-2-3：情報格差への対応

地域間及び世代間での情報技術スキルと利用環境格差からくる情報享受の不平等状態をなくし全住民が ICT 技術の恩恵を受けることができるよう ICT 利活用による安心安全な生活環境を整える仕組みを構築し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援に取り組みます。

2-2-4：サービスの質の向上

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス提供事業所への指導やケアマネジャーに対する指導・助言・監督等を継続します。

また、個別計画計画での実施状況や課題を踏まえ、策定協議を通じて各種サービスの向上に努めます。

2-2-5：子ども・子育て支援サービスの利用促進

地域全体で子ども・子育て家庭を支える地域づくりに向けて、家事・育児支援サービス等により子育て家庭の負担軽減に努めるほか、子育て支援センターにおいて、子育て等に関する相談や子育て中の親と子の交流等の支援を行います。

2-2-6：障がい児者福祉サービスの利用促進

障がい児者が生きがいを持って自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、相談支援のほか、居宅介護や外出支援など、障がい児者の自立と社会参加の促進のほか、障がい児者を支える障がい福祉サービス等の充実に取り組みます。

2-2-7：高齢者福祉・介護保険サービスの利用促進

高齢者が生きがいを持って自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、老人クラブへの支援のほか、地域包括支援センターにおける相談支援、認知症サポーターの養成など、高齢者の生きがいづくりや社会参画の促進、安心・快適な暮らしの確保、認知症対策の推進、介護予防・地域支援体制及び介護サービスの充実に取り組みます。

2-2-8：介護や支援を行う家族等に対する支援

在宅での介護を必要とする高齢者や障がい者の家族等の負担軽減を図るため、相談支援や家族介護継続支援事業等を通じて、介護や世話をを行う家族等に対する支援や心身のリフレッシュにつながるよう取り組みます。

[住民・地域に期待する取り組み] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう。
- 様々な福祉サービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等に通し、情報を積極的に入手しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 福祉サービスの利用等について、わからないときは、家族や知人、村、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。



施策2-3 暮らしを支える生活支援・自立支援の充実

[実施方針]

- 複支援を必要とする人が適切なサービスや支援を利用し、自立した生活を送ることができるよう、支援の充実を図ります。



施策を取り巻く環境

- 住民の誰もが生涯をいきいきと自分らしく過ごせるよう、村では高齢者、障がいのある人、子ども・子育ての分野において、それぞれの方や制度による各種福祉サービスを提供しています。今後も一人ひとりが適切なサービスを選択し、利用できる体制を整備する必要があります。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援] (公助)

2-3-1：子育て支援・保育サービスの充実

多様な子育て支援ニーズへの対応や、仕事と子育てを両立できる環境づくりに向け、保育サービスの充実を図り、子育て家庭において男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

2-3-2：障がいのある人への自立支援

障がいのある人が自らの生活の在り方を決めることができるよう、個々の状況や必要に応じて自立生活に必要な障がい福祉サービスの提供ができる基盤を整備します。

また、施設入所者や退院可能な精神入院患者などが地域生活へ移行できるよう支援体制の整備に努めます。

2-3-3：地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制の5つの機能に対応する地域生活支援拠点等の整備を進めます。

2-3-4：高齢者への自立支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、外出支援サービスや配食サービスなどにより、高齢者の在宅生活を支援します。

また、介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。

2-3-5：生活支援サービス体制の整備

高齢者とその家族の自立を支える視点に主眼を置き、生活支援コーディネーターとともに、多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築を進めるほか、新たなニーズの掘り起こしや支え合いの創出に努めます。

2-3-6：高齢者就労支援

高齢者の就労は、超高齢社会を迎えるにあたり、介護人材の不足が懸念される中、貴重な労働力として期待されているため、介護予防事業との連携による就労の場の創出に努めます。

また、希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいつくりと社会参加を促進します。

[住民・地域に期待する取り組み] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 制度や福祉サービスについて、正しく理解しましょう。
- 生活の不安や悩みを一人で抱えず、村や関係機関に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域で困っている人がいたら、相談ごとに耳を傾け、必要な支援につなげましょう。
- 手助けできる支援があれば、積極的に取り組みましょう。

基本目標3

身近な“助け合い”から“つながり”を育みます

施策3-1 困りごとを支援につなぐ支援体制の構築

[実施方針]

- 身近な地域活動を通じて、地域で困りごとを抱える人々のできる限り早い段階での把握に努め、早期支援につなげる取り組みを進めます。
- 複雑な福祉課題等について、支援が確実につながるよう、住民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる包括的・重層的な支援体制を構築します。



施策を取り巻く環境

- 保健福祉施策は、健康づくり、高齢福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援等、施策や制度が対象ごとに構築され、改善、推進が図られてきましたが、その一方で、8050問題等にみられるひきこもり問題や、ダブルケア等、課題の複雑化や複合化、各制度の狭間にある問題が生じています。
- 複数分野に絡む問題を抱える相談者や家族に対し、解決が困難な状態となる前に、取り組み内容や解決すべき課題に応じて分野を横断して関わる重層的な支援に加え、相談者や家族の課題を包括的に（丸ごと）対応することができる体制の構築が必要となっています。
- 特に制度の狭間にある課題や複合的な課題への対応にあたっては、分野を横断するかたちで総合的に対応できるよう、庁内をはじめ、様々な相談支援窓口が情報を共有、相互に連携して対応にあたる仕組みの構築、強化が求められます。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援] (公助)

3-1-1：各種相談支援の実施

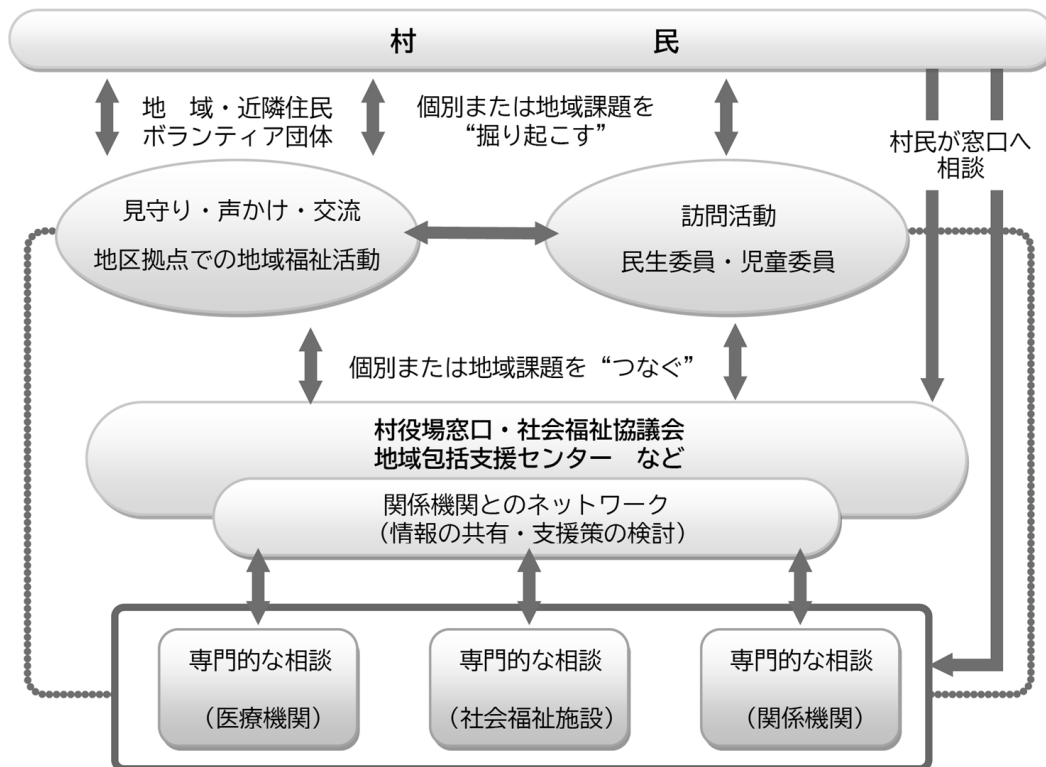
保健福祉をはじめ、暮らしの中で起こりうる様々な困りごとに対して、関係各課や関係機関との連携により、きめ細かな相談支援を行います。

3-1-2：相談窓口の周知及び連携体制の強化

地域住民等が相談窓口気軽に相談できるよう各種相談窓口の役割や機能について周知に努め、分野を横断する課題にも対応できるよう窓口間の連携を強化します。

また、施設や事業所等が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会資源と地域の連携を図ります。

図表 相談内容をつなぐイメージ



3-1-3：見守り、声かけ活動の推進・地域ネットワークの構築

多様な主体による子ども、高齢者、障がいのある人等への見守り等を行い、地域で支える取り組みを推進し、多様な主体による住民の様々な課題を発見、共有できる地域に密着した仕組み（地域ネットワーク）の構築を進めます。

3-1-4：子育て世代包括支援センターの機能強化

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師や助産師等の専門職が各種相談に応じ妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく継続的・包括的に支援を行います。

3-1-5：地域包括支援センターの機能強化

高齢者が抱える複雑化した課題や困難事例への対応をきめ細やかに行うため、各サービス提供事業所のケアマネジャー、関連機関と連携し、課題解決に向けた検討を支援し、地域包括支援センター機能が十分発揮されるよう体制を整備します。

3-1-6：佐井村障がい者自立支援推進協議会の機能強化

行政・事業者及び住民が一体となり障がいのある人を取り巻く様々な障壁を除去し、テイク組みを総合的に推進します。障がい者福祉の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行うことで、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりや安心して生活できる地域づくりを推進します。

3-1-7：保健・医療・福祉の連携

高齢者や障がいのある人等が身近な地域で生活を送ることができるよう、多職種連携により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が在宅での生活を継続できるよう、入院・退院支援等、連携のさらなる充実に努めます。

3-1-8：サービスや支援の必要な対象者の把握

身近な地域での福祉活動や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。

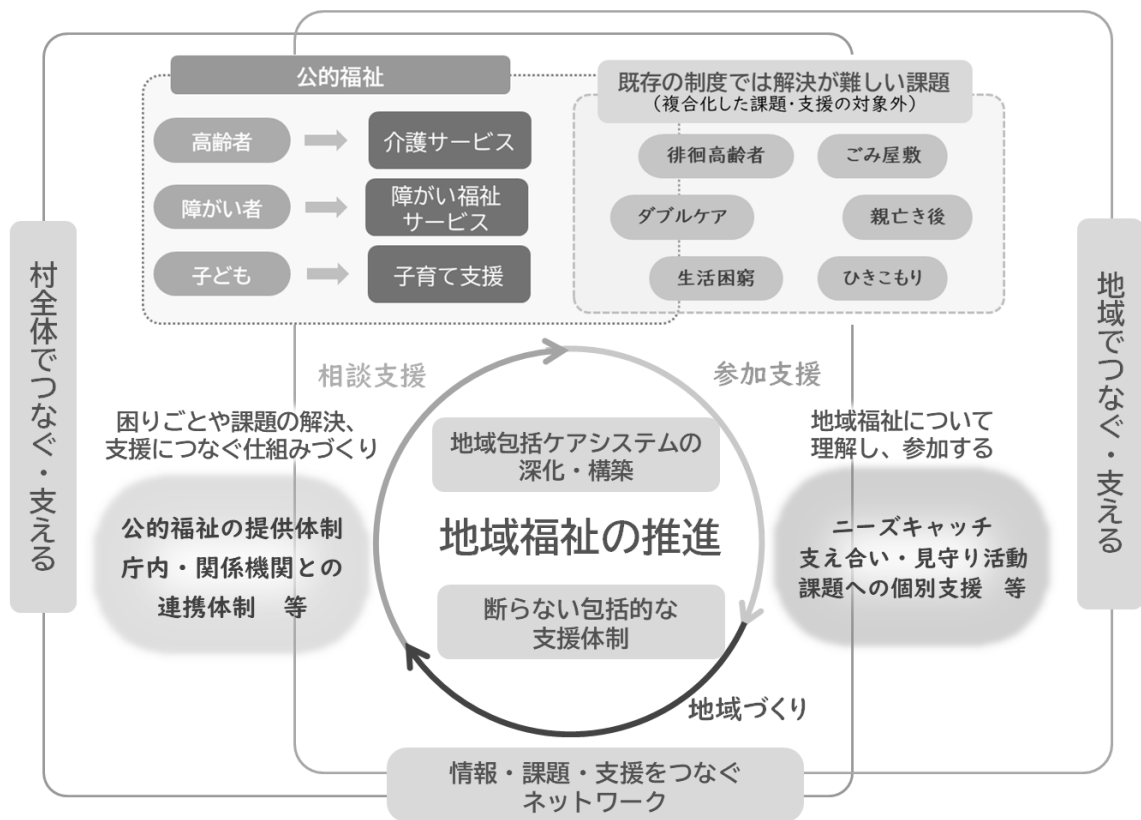
また、各種健診、調査等を通じてサービスや支援の必要な対象者や福祉ニーズを把握し、関係者・機関との連携により、重層的な見守り・発見・相談・支援のネットワークづくりを推進します。

3-1-9：包括的・重層的な支援体制の整備・構築

高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を整備し、「青森県型地域共生社会」の形成に向けた重層的なセーフティネットを構築します。

また、こうした体制のもとで「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を村全体で一体的に実施し、住民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができるよう、支援体制を構築します。

図表 包括的・重層的な支援体制の整備イメージ



① 属性を問わない相談支援

相談支援体制としては、高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている従来の相談窓口を維持しつつ、各相談窓口において、相談者の属性や世代、内容等に関わらず相談できる体制を整備し、利用しやすい環境を整えます。

また、複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にある困りごとへの対応については、必要に応じて適切な相談支援機関と相談内容を共有して課題解決にあたるほか、庁内及び地域包括ケア会議、自立支援協議会等を活用し、多職種連携による課題解決に取り組めます。

② 参加支援

声かけや見守りによる対象者の発見とともに、既存の交流、社会参加に向けた事業や地域を拠点とした交流の場、イベント等を通じて居場所づくりを行い、支援メニューを増やしていくとともに、個別課題の把握や参加の定着、受け入れの支援を行います。

③ 地域づくりに向けた支援

介護予防や子育て支援センター等において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを生かした多様な交流、居場所づくりを通じて、個別課題の把握に取り組めます。

[住民・地域に期待する取り組み] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。
- 生活の不安や悩みを一人で抱えず、村や関係機関に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 困っている人を把握したときには、相談機関や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等へ連絡しましょう。
- 地域福祉活動で得た様々な課題を関係機関等につなぎましょう。

施策3-2 制度の狭間を埋める支援づくり

[実施方針]

- 従来の福祉サービスでは対応しきれず、支援に結びついていない人や、制度の対象となっていない困りごとに対応するため、分野を横断して制度の隙間を埋める総合的な支援づくりに取り組みます。



施策を取り巻く環境

- 制度の狭間であってサービス利用が難しい人、家族との関係に問題があってサービス利用に結びついていない人、サービス利用に拒否的であったり消極的な人等、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人については、困りごとが表面化したときに症状が重度化していたり、課題が複雑化していること等が考えられるため、公的な福祉サービスとともに、身近な地域での支援を組み合わせながら、総合的に提供するなど、多様な主体との連携がこれまで以上に求められます。
- 孤立しがちな人、課題を抱えてひきこもりがちな人も含め、身近な地域で誰もがいきいきと暮らせるよう、身近な地域での活動を通じて社会参加を促進していくことが求められています。
- 近年では、経済的な問題に限らず、社会的な孤立や多様な問題を抱える人々に対応が急務となっています。そのため、「生活保護法」や「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等を踏まえ、生活困窮（社会的孤立・経済的困窮）者の自立を促すための支援を構築し、一人ひとりの状況に応じて取り組む必要があります。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援] (公助)

3-2-1：制度の狭間にある住民の早期発見・支援の実施

地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度の対象にもならず、制度の「狭間」に陥り「生きにくさ」を抱えて暮らす人々の早期発見と多様な主体による活動を支援します。

3-2-2：社会的ひきこもりへの支援強化

青森県社会福祉協議会との連携により研修会等の開催を通じて、社会的ひきこもりの問題への効果的な対策や、支援体制の強化を図ります。

3-2-3：いじめ・不登校などへの対応

いじめ・不登校など、児童生徒の抱える様々な問題や生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置、スクールカウンセラーの派遣など、学校の教育相談体制の充実を図ります。

3-2-4：生活困窮者への支援

生活保護制度に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて自立を促進します。特に、子どもの貧困対策も視野に入れながら、相談支援をはじめ生活福祉資金の貸付や生活支援等を行います。

また、就労困難な社会的弱者に対し、関係機関の協力を得ながら、就労による経済的自立を支援します。

[住民・地域に期待する取り組み] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 困っている人を発見したときには、相談機関や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等へつなぎましょう。

基本目標4

誰もが“安全安心”に暮らす村をつくります

施策4-1 暮らしやすい環境・移動支援等の確保

[実施方針]

- 移動手段を持たない住民や移動に困難を抱える住民も住み慣れた地域で暮らし続けられる移動手段や移動支援の充実を図ります。
- 誰もが地域で安心して暮らせる福祉環境づくりを推進します。



施策を取り巻く環境

- 村内では、外出や移動が困難な障がいのある人や高齢者も多く、不自由なく外出ができ、積極的に社会参加できるようにしていくためにも、ハードによる整備や制度による支援は今後も重要となりますが、すべての障壁（バリア）を取り除くことは難しい状況です。
- 障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、安心して暮らすことができる福祉の充実した地域づくりを進めるために、物理的な障壁（バリア）を取り除きつつ、助け合い、支え合いを通じて、様々な垣根（障壁）を越える取り組みが求められます。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援]（公助）

4-1-1：暮らしやすい住まいの確保

高齢者や障がいのある人が安心して住み続けられる住まいを確保するため、住宅改修の助成のほか、日常生活用具の給付、青森県社会福祉協議会が実施する福祉安心電話端末機を貸与などにより、安心で暮らしやすい住環境の確保に取り組めます。

また、「グループホーム」での生活を望む精神障がいのある人を対象に入居に関する援助等を行います。

4-1-2：公共交通、移動手段の確保

村内の交通弱者への生活交通対策として、大間病院や川内診療所までのコミュニティ（通院）バスの運行や移動が困難な高齢者や障がい者などの交通弱者への配慮等に視点を置いた移動手段を確保します。

また、移動手段を持たない住民の生活利便性向上を目的とした移動手段など、村全体として利用しやすさや運転免許を自主返納した方に対する移動支援について検討を進めます。

4-1-3：ヘルプマークの普及による助け合いの促進

困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない住民が、周囲に支援を求める手段として活用するヘルプマークの目的や活用について周知を図ります。

また、普及への取り組みを通じて思いやりの心を醸成し、地域での支え合い、助け合いを促進します。

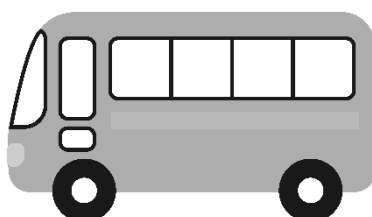
[住民・地域に期待する取り組み] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- ヘルプマーク等、支援の必要な人をみかけたら、積極的に声をかけ、手助けしましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 移動に関して支援が必要な人をみかけたら手助けしましょう。
- 地域で支援や協力を求められた場合には、積極的に手助けを行いましょう。



施策4-2 個人の権利や尊厳を守る取り組みの推進

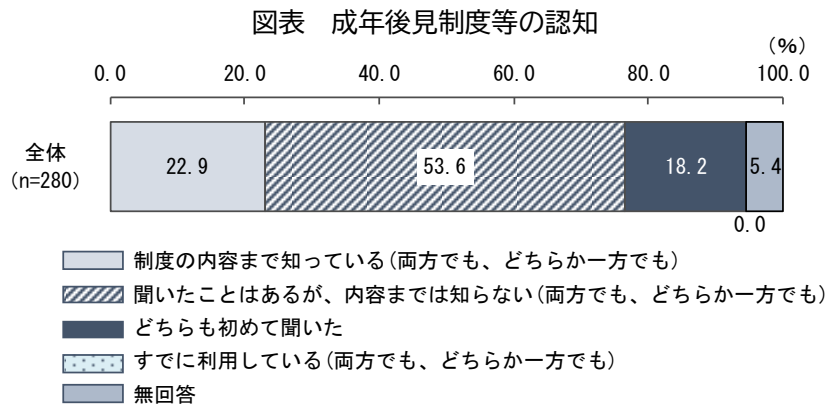
[実施方針]

- すべての住民が生活の様々な場面で権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が冒されることのないよう、一人ひとりの人権を尊重し、虐待を防止するとともに、早期発見、解決に取り組みます。



施策を取り巻く環境

- 認知症の人の増加や障がいのある人の地域生活への移行などに伴い、判断能力が十分でない人の権利を守る制度（権利擁護）に関する法制度の整備が進み、様々な困難を抱える人も地域で生活することが当たり前となる社会を形成していくことが重要となっています。
- *成年後見制度及び*日常生活自立支援事業（あっぷるハート）の普及や利用促進について、アンケート調査では制度の認知度は回答者の53.6%が「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と回答しており、さらなる取り組みが求められます。



*成年後見制度

高齢や障がい、認知症等により、判断能力が衰えてしまった方がいる場合、周囲の方が制度を用いて後見人となり、その方の財産を不当な契約などから守ることができる制度。

*日常生活自立支援事業（あっぷるハート）

十分な意思決定能力を持たない方々を対象に、社会福祉協議会が実施している事業で、福祉サービス利用手続に関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。

- 虐待については、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、住民一人ひとりに虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図る必要があります。また、相談支援体制の充実はもとより、その基盤となる関係機関や関係者などとの連携を強化していくことが重要となります。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援] (公助)

4-2-1：人権への意識啓発や教育の推進

地域に暮らす住民が互いに相手の立場を尊重し合い、また家庭や地域、職場において男女共同参画の意識づくりを進め、DV（ドメスティックバイオレンス）やハラスメントなどの性別による差別的な扱いや、暴力の根絶に向けた取り組みを通じて人権尊重のための意識啓発や教育に努めます。

4-2-2：成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発

成年後見制度や日常生活自立支援事業（あっぷるハート）の普及に努め、判断能力が十分でない方の権利を守ります。

また、住民が制度を身近に感じられるよう、継続的な周知活動を行うとともに、権利擁護支援を必要とする住民を適切な制度利用に確実につなげる体制を整備します。

4-2-3：北通り3ヶ町村による権利擁護の推進

高齢者、障がいのある人を含め、誰もが虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の権利擁護の取り組みを構築します。（※詳細は成年後見制度利用促進計画）

4-2-4：虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見・早期対応

子ども、高齢者、障がい者に対する虐待や女性へのDV被害の防止に向け、地域ネットワークや関係機関、団体との連携を密にし、対象者の早期発見・早期対応に努めます。

[住民・地域に期待する取り組み] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 日常生活自立支援事業（あっぷるハート）、成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 虐待と思われることを見たり聞いたりしたら、役場などの関係機関に速やかに通報しましょう。

施策4-3 防災・防犯対策の推進

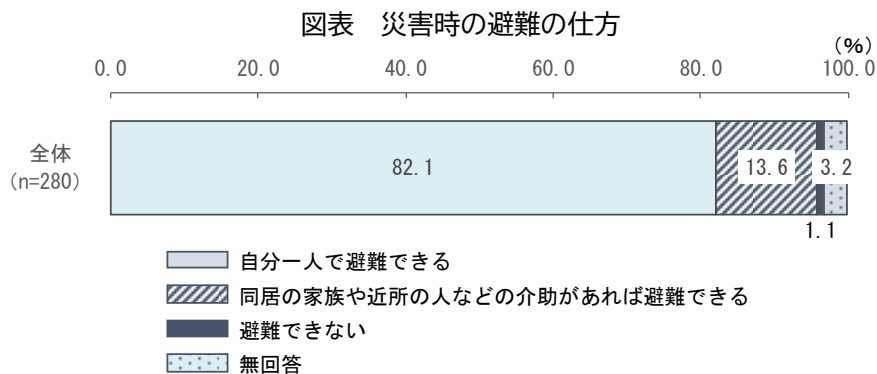
[実施方針]

- 住民の生命と財産を守るために、日常の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう支援体制の充実に取り組みます。
- 様々な地域活動を通じて地域の安全意識を高め、地域安全対策を推進します。
- 住民の安全安心な消費生活を確保するため、被害の防止に向けた啓発や相談、情報提供に取り組み、被害の未然防止に努めます。



施策を取り巻く環境

- 近年、大規模な風水害や地震災害等の自然災害が全国各地で発生しており、災害時の支援は、これまで以上に必要な取り組みとなっています。
- 災害時に適切な対応ができるよう、日頃から地域との関わりとともに、自主防災組織や避難支援体制の強化・充実を図るなど、地域防災力の向上に向けた支援の充実が求められます。
- 災害時の避難の仕方について、アンケート調査では「自分一人で避難できる」が82.1%、「同居の家族や近所の人などの介助があれば避難できる」が13.6%、「避難できない」が1.1%となっており、避難支援体制の整備は引き続き重要となっています。



- 高齢者を狙った振り込め詐欺など様々な犯罪被害・消費者被害が問題となる中、地域ぐるみの防犯対策や安心・安全な消費生活を確保するための取り組みなどが重要となっています。
- 平常時の安全安心に取り組む活動は、災害時等、緊急時の連携にもつながるため、普段から“顔の見える関係”を構築するなど、住民や関係団体との一層の連携を図ることが重要となります。



各主体で取り組む地域福祉の推進

[村での取り組み・支援] (公助)

4-3-1：防災意識の向上

広報やホームページ、防災訓練等を通じて、住民の防災意識の向上を図ります。
特に、自主防災組織の育成と活動支援に力を入れ、地域の防災力向上に努めます。
また、防災教育の推進により、住民一人ひとりの防災・減災への取り組みを促進します。

4-3-2：要配慮者への避難支援体制の整備

避難行動要支援者名簿の定期的な更新と個別避難計画の作成を進めます。

特に、民生委員・児童委員や自主防災組織等と連携し、平常時からの見守り活動と災害時の支援体制を構築するなど、災害時の*要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に努めます。

*要配慮者（避難行動要支援者）

災害対策基本法において、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を避難行動要支援者といいます。

4-3-3：防犯活動の推進

警察や関係団体と連携のもと、地域における防犯意識を高めるため、広報紙等での啓発活動に努めるほか、防犯パトロール等、地域の防犯活動を支援します。

4-3-4：消費者被害の防止

消費者被害を防止するため、民生委員・児童委員定例会にて大間警察署佐井駐在所の協力により情報交換を実施するなど、関係機関との連携による消費者被害の実態やその防止方法等の把握、啓発に努めます。

また、速やかに消費生活相談等につなぐことにより、被害に遭遇した場合の支援を適切に実施します。

4-3-5：交通安全対策の推進

子どもや高齢者の交通事故防止に向けた交通安全運動を推進します。

また、児童生徒の交通事故を未然に防ぐため、学校、教育委員会、警察等が連携して通学路の安全点検を実施するなど、通学路の安全確保に努めます。

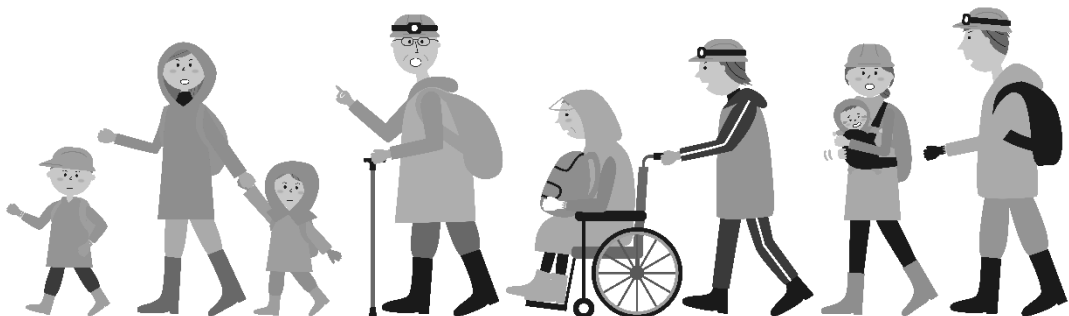
[住民・地域に期待する取り組み] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 防災に関する情報に関心を持ち、日頃から防災用品・避難場所・避難経路等を確認しておきましょう。
- 日頃から防犯に関する情報に関心を持ち、家庭での事故防止対策、防犯対策に取り組みましょう。
- 消費者被害に遭った場合は、一人で悩まず、家族や相談窓口にご相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 日常生活を通じて地域の人との交流を深め、地域での防犯、交通安全活動に参加しましょう。
- 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合いましょう。
- 平常時においても、近所における支援を必要とする高齢者や障がいのある人への「見守り」や「声かけ」を行うなど、いざというときに協力できる関係づくりに努めましょう。



第5章 誰一人取り残さない取り組みの推進

1 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

本項を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付けます。

[現況・課題]

本村では、高齢化率の増加とともに、高齢者の単身世帯や高齢夫婦世帯、高齢者のみの世帯が増えており、要介護の認定を受ける高齢者の重症化や認知症の割合も増えることが見込まれるため、住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、地域社会全体で支えていくことが重要となっています。

そのため、成年後見制度等の利用を必要とする場合に速やかに対応できるよう、北通り3ヶ町村による権利擁護の推進に取り組んでおり、今後は中核機関を中心に、行政、保健、医療、福祉、司法関係者等とのネットワークを構築するとともに、制度の利用につながった後も継続的に見守り、対応する仕組みを構築し、本人の生活を支援していくことが求められます。

[実施事項]

成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを次のとおり推進します。

権利を擁護するために支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、権利が担保される地域づくりを目指します。

① 成年後見制度等の普及啓発・理解促進（広報業務）

認知症や障がいにより、判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を感じる方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度、金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業（あっぷるハート）について、支援を必要とする住民が円滑に利用につながるよう普及・啓発に取り組みます。

また、必要なときに必要な制度を選択できるよう、判断能力が衰える前から利用に備える意識づくりに努めます。

② 中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築

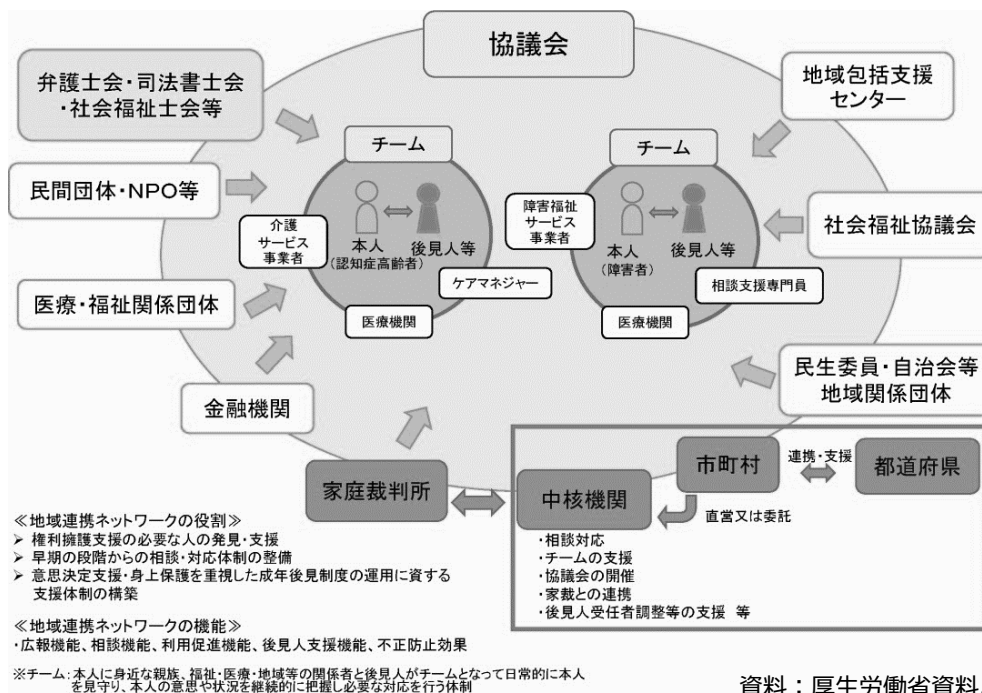
中核機関となる権利擁護センターでは、主に次の業務に取り組みます。

図表 中核機関における業務内容

内容	具体的な取り組み
広報業務	・制度パンフレット、リーフレットを作成します。
相談業務	・各相談窓口を一次相談窓口、権利擁護センターを二次相談窓口とし、初期相談から終結までを円滑に支援する体制を構築します。 ・検討・専門的判断会議を開催し、個別ケースへの支援内容の検討を実施します。
利用促進業務	・成年後見制度申立てにかかる書類作成の支援を行います。 ・市民後見人の育成・活用を行います。
後見人支援業務	・本人と後見人が孤立せず、支える「チーム」を構築し、チーム員会議を実施します。
不正防止機能	・随時の報告体制を含めた家庭裁判所との連携構築を目指し、不正行為の未然防止に努めます。 ・地域連携ネットワークによるチームへの関わりを通じて、後見人の経済的虐待や横領等の早期発見、不正防止につなげます。

また、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じた適切な支援が行えるよう、本人と法定後見人等を中心として日常生活の支援を行う支援者の集まり（チーム）に対して個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、個々の専門性を生かした助言・支援を通して多職種が連携して相互に関わる地域連携ネットワークを構築します。

図表 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省資料より抜粋

なお、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携する地域連携ネットワークでは、主な役割を担い、本人及び後見人等を支援します。

図表 地域連携ネットワークの役割

役割	具体的な取組内容
権利擁護支援が必要な人の発見・支援	<ul style="list-style-type: none"> 行政のほか地域包括支援センターや基幹相談支援センターをはじめ、相談支援を行い、身近な地域の成年後見制度の「相談機関」として活動しています。 地域連携ネットワークには、相談機関相互の情報交換や連携、支援困難な事例への対応など、権利擁護の支援が必要な人を発見し、成年後見制度の利用に結びつけていきます。
早期の段階からの相談・対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 早期段階からの相談に対して、個々の事情に応じて最も適切な権利擁護ができるよう、関係機関が連携する体制を編成し、成年後見制度を利用する本人の意思決定に基づいた申立と支援ができる体制を構築します。
意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援が必要な人について、本人に身近な親族や司法・医療・福祉・地域の関係者のほか、後見人が加わり、「チーム」として関わる体制づくりを進めます。

③ 相談・後見人支援体制の整備（相談業務・後見人支援業務）

相談、後見人支援にあたっては、在宅等で生活している方、医療機関長期入院中や施設等へ入所中の方等、本人の生活状況に応じた窓口と連携して相談を受け、相談員とともに「チーム」を構成し、後見人支援を行います。

図表 （参考）生活状況に応じた相談対応について（案）

生活拠点	高齢者の場合	障がい者の場合
在宅（自宅）	地域包括支援センター	相談支援事業者
居宅（有料老人ホーム）	地域包括支援センター 介護支援専門員	
介護施設・グループホーム 障がい者施設	施設相談員	施設相談員
医療機関	医療機関相談員	医療機関相談員

また、本人の状況に応じた適切な後見人候補者の選任や、身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人についての制度の周知、候補者の育成、活動支援等、実施体制について検討を行い、機能強化を図ります。

④ 利用しやすい環境整備・担い手の支援（利用促進業務）

利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用、選択できるよう、日常生活自立支援事業（あっぷるハート）との連携により円滑な移行に取り組むほか、村長申立てや報酬助成制度により、成年後見制度が必要となる方に対する支援を的確に行う等、利用しやすい環境整備に取り組みます。

また、成年後見人等の担い手として市民後見人の育成を行い、家庭裁判所より選任された後も安心して後見業務を行えるよう支援します。

○ 日常生活自立支援事業との連携

相談窓口において、福祉サービスの利用手続 や日常的な金銭管理の支援を目的とした日常生活自立支援事業（あっぷるハート）の利用状況を把握し、成年後見制度への円滑な移行を含めた多様な選択ができるよう支援します。

○ 村長への申立て

判断能力が十分でない方で後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、調査のうえ村長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

○ 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

○ 制度の担い手の確保及び能力の向上

身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人についての制度の周知、候補者の育成に取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

2 再犯防止への取り組み（再犯防止推進計画）

本項を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として位置付け、国や県、警察等と連携しつつ、県再犯防止推進計画に基づき、県や近隣自治体及び大間警察署等の関係機関と連携を図りながら、本村が行うべき取り組みを推進します。

[現況・課題]

犯歴のある方々の中には、生活の厳しさやアルコールやギャンブルへの依存、病気、厳しい生育環境等から、様々な困難や生きづらさを抱えている方が少なくありません。社会復帰後も地域社会で孤立することなく安定した生活を送るためには、一人ひとりの多岐にわたる課題へ継続して対応していく必要がありますが、刑事司法関係機関だけでは限界があります。

そのため、村や更生保護に取り組む関係機関、保護司、そして民間のボランティアと協力しながら、就労、住居、保健医療、福祉、非行防止など、様々な取り組みを継続して支援していくことが求められています。

[実施事項]

実施にあたっては、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関や保護司とともに、社会の一員として受け入れられる住民理解の促進を図ることで、「誰一人取り残さない」安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

① 広報・啓発活動

毎年7月の*社会を明るくする運動の強調月間・再犯防止啓発月間を活用し、広報紙、ホームページ等において更生保護に関する情報や活動内容等について発信し、再犯防止に関する活動等の住民の認知度を高めます。

また、犯歴のある人が社会で孤立することがないように、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の心情について、住民の理解と関心を深めます。

*社会を明るくする運動

法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解を深め、これらの活動に協力するように全国民に呼びかける啓蒙活動のことです。

② 就労・住居の確保

犯歴のある人等が再び罪を犯すことなく、安定した生活を送るために、就労や住まい等、地域での自立につながる関係者との協力や関係づくりを進めます。

◎ 就労の確保等

就労については、公的な生活支援、経済的な支援等を通じ、生活の安定を図ります。

また、必要に応じて生活困窮者自立支援事業等の利用につながるよう、保護司をはじめ、自立支援に関わる関係機関等と情報を共有し、事業による自立支援及び生活の安定を図ります。さらに、青森保護観察所及び矯正就労支援情報センターと連携し、村内の事業所に対して、協力雇用主制度を周知するよう努めるほか、ハローワークが実施している刑務所出所者等就労支援事業や各種制度等を活用し、就労支援を通じて自立を促進します。

◎ 住居の確保

住居の確保にあたっては、村営住宅等の募集状況等について、広報紙、ホームページ等を活用し、情報提供を行います。

③ 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係機関・団体との連携強化

行政・福祉サービスの確実な提供につながるよう、次のとおり関係機関・団体との連携強化を図ります。

- 更生保護を支える保護司等の活動を支援するとともに、地域での自立につながる関係者との協力や関係づくりを進めます。
- 犯歴の有無に関わらず、心身の状況に応じて必要な行政サービスや福祉サービス・支援の提供につなげることができるよう、サービス提供事業所をはじめ、関係機関と情報共有を図ります。
- 学校や地域の活動団体、関係機関等と連携し、非行の未然防止に取り組みます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、それぞれの役割分担の考え方にに基づきながら、「住民」、「地域」、「関係機関」、「村」、「村社会福祉協議会」が協働で考えていくための指針となります。

また、基本理念である「結ぶ絆・つなぐ心 みんなで助け合う 安全安心の地域づくり」の実現を目指して、様々な福祉活動に対して、地域福祉計画に基づき、支援体制の充実を図ります。

(1) 本計画の推進体制

本村の保健福祉施策全体と整合のとれた施策の推進を図るとともに、庁内で連携を図りながら、地域福祉の推進に向けた取り組みについての進捗を点検、計画の進行管理を行い、事業化や次期の地域福祉計画に反映できるよう、情報共有に努めます。

また、住民参加によって計画の推進状況の点検や提言、助言を行うとともに、複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題、村内では解決が困難な自立支援、生活課題への対応については、近隣市町村及び広域圏での関係機関等とのネットワークや各分野での包括ケア体制と連携を図りながら、継続的な課題解決に取り組めます。

(2) 住民の参加による推進体制の整備

住民がサービス利用者としてだけでなく、福祉サービスの担い手として主体的に活動できる環境の整備を目指すとともに、地域で各種支え合い事業を行っている団体等の育成を図るため、研修や交流事業を実施していきます。

また、住民一人ひとりが、“地域福祉の担い手”であり“支えが必要となる対象”であることを意識しながら、地域で困っている人を発見し、支え合い、村をはじめとする関係機関への相談、適切なサービスにつなげることが重要となりますが、一方で、少子高齢化の進行等を背景に、地域を主体とする支え合いにも限界があります。

そのため地域福祉の推進にあたっては、地域の多様なニーズをすくい取るために行政と地域が協働し、地域の現況を踏まえながら互いに支え合う地域の在り方をともに考えながら取り組んでいくこととします。

資料編

1 佐井村地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和5年1月18日
告示第3号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、佐井村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行うことを目的として、佐井村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の村長への報告に関すること。
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉事業の関する者
- (4) 地域福祉活動に関する者
- (5) その他委員会に必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外のものに出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉健康課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

2 佐井村地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期（令和7年3月27日～計画の策定が完了するまで）
（敬称略）

NO	氏名	所属と職名	備考
1	田中憲吉	佐井村民生委員児童委員協議会 会長	◎
2	奥本美根子	佐井村民生委員児童委員 主任児童委員	
3	滝本一正	佐井村地区連合会 会長	
4	川岸優	佐井村社会福祉協議会 会長	
5	宮野政彦	佐井村老人クラブ連合会 会長	
6	竹本純三	佐井村身体障害者協議会 会長	
7	内藤司	行政相談委員	○

※ ◎：委員長、○：副委員長

（事務局）福祉健康課

佐井村地域福祉計画

発 行：令和7年3月

編集・発行：佐井村 福祉健康課

〒039-4711 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森 20

電話：0175-38-2111（代表） FAX：0175-38-2492

ホームページ：<http://www.vill.sai.lg.jp/>